

第2回妹背牛町議会定例会 第1号

平成29年6月20日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
 - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
 - 5) 町長 行政報告
 - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託請願審査の結果について
- 5 報告第 1号 平成28年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度妹背牛町一般会計補正予算（第10号））
- 7 同意第 3号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 8 同意第 4号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 9 同意第 5号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 10 同意第 6号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 11 同意第 7号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 12 同意第 8号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 13 同意第 9号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 14 同意第10号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第11号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第12号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第13号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第14号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 20 一般質問
 - 1) 田 中 一 典 議員
 - 2) 工 藤 正 博 議員
 - 3) 石 井 喜久男 議員
 - 4) 佐 田 恵 治 議員

5) 広 田 毅 議員

- 2 1 議案第 2 7 号 妹背牛町過疎地域自立促進市町村計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の一部変更について
- 2 2 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度妹背牛町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 3 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 4 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 2 5 発議第 3 号 2 0 1 8 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 2 6 議員の派遣について
- 2 7 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○追加日程

- 1 議案第 3 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度簡易水道事業水道施設改良工事）
- 2 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度農業集落排水事業妹背牛地区処理施設電気設備製作据付工事）

○出席議員（10名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 工 藤 正 博 君 | 2 番 佐 田 惠 治 君 |
| 3 番 田 中 一 典 君 | 4 番 石 井 喜 久 男 君 |
| 5 番 広 田 毅 君 | 6 番 鈴 木 正 彦 君 |
| 7 番 渡 会 寿 男 君 | 8 番 赤 藤 敏 仁 君 |
| 9 番 向 井 敏 則 君 | 1 0 番 宮 崎 博 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------|-------------|
| 町 長 | 寺 崎 一 郎 君 |
| 副 町 長 | 中 山 高 明 君 |
| 教 育 長 | 土 井 康 敬 君 |
| 総 務 課 長 | 廣 瀬 長 留 次 君 |
| 企画振興課長 | 篠 原 敬 司 君 |
| 住 民 課 長 | 西 山 進 君 |
| 健康福祉課長 | 河 野 和 浩 君 |
| 建 設 課 長 | 丸 岡 隆 博 君 |
| 教 育 課 長 | 浦 本 雅 之 君 |

農政課長	廣田	徹君
農委事務局長	山下	英俊君
会計管理者	石井	美雪君
代表監査委員	高橋	久夫君
農委会長	吉澤	良二君

○出席事務局職員

事務局長	滝本	昇司君
書記	北口	幸恵君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成29年第2回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。町長。

○町長（寺崎一郎君） 改めましておはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、6月中盤を過ぎまして何かとご繁忙をきわめる中、平成29年第2回定例会の開催をお願い申し上げましたところ、全議員の出席を賜りまして、ここに開催できますことを心から感謝申し上げる次第であります。

今回この定例会にご提案申し上げております案件につきましては、報告1件、承認1件、同意12件、諮問1件、議案4件であります。よろしくご審議の上、ご確定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、向井敏則君、工藤正博君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月20日と21日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、5、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（寺崎一郎君） （登壇） それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきますと思います。

まず初めに、平成29年度の需給調整実施状況についてですが、これは6月7日現在の状況で、米の配分面積は2,185.50ヘクタールとなっており、この面積に対する本町の水稲作付面積は2,207.85ヘクタールと22ヘクタールほど超過しておりますが、地域間調整により対応しております。全体の転作率は29.7%になっておりまして、作物等の内訳ですが、例年どおり秋まき小麦が一番多く442.84ヘクタール、次に大豆107.21ヘクタールを中心に作付され、交付金対象外の面積も合わせ933.90ヘクタールとなっております。

2番目に、平成29年産計画出荷米の予定数量であります。当初配分が若干前年度より増加いたしまして、本年度は21万2,711俵となっております。

3番目の水稲の生育状況については、6月1日現在のものではありませんが、普及センターから情報を把握したのものによりまして草丈、葉数、茎数とも平年を上回り、遅速日数は3日早いという状況になってございます。

4番目に、建設工事の発注状況についてであります。お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

5番目の主な政務につきましてご報告いたします。4月28日に高橋はるみ知事が本町のカーリングホールを視察、訪問されました。これは、地域にこだわる道政の推進を図る知事の地域訪問の一環で、町カーリング協会、広田会長からカーリングの導入から普及、ホール建設に至る経緯など説明し、夏バージョンとしての施設と遊具等を視察されていきました。5月23日には上京し、国土交通大学校において水害に対する危機管理トップセミナーに参加をしております。このセミナーは、全国の各地の首長30名程度及び河川、道路事務所の所長と議論し、水害時の被害軽減の取り組みについて共有することを目的に開催されたもので、今回は平成28年台風10号による岩泉町の災害、平成27年関東・東北豪雨での常総市の被害を参考に、要援護者の対応のあり方や避難勧告等発令のタイミング、町の体制づくりについて留意することなどを議論してまいりました。また、5月24日には温泉教授で知られております松田教授が来町され、昨年実施した温泉療養効果実証事業の効果を活用するための施策等を話し合い、町としてできるものは早急に対応して

いることの一例として、美肌につながる皮膚の還元力を高める効果を最大限に引き出すため、内風呂の排水溝の一部を閉鎖し、内風呂全体の抗酸化力を高める改修について報告しております。今後も温泉を活用したメニュー開発や療養効果の実証結果をアピールしたり、パンフレット等の作成などに取り組んでまいりたいと考えております。その他の政務につきましては、後ほどお目通し願います。

6番目に、今後予定されている主な行事についてであります。7月3日月曜日に妹背牛消防演習、8月6日、7日にもせうし夏まつりが実施される予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、6、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 2月23日から6月4日までの教育行政について報告申し上げます。

一般庶務関係では、2月24日、第2回の教育委員会を開催し、平成29年度の教育行政執行方針について協議をいただきました。3月22日には第3回の教育委員会を開催し、学校医の委嘱をはじめ、教職員を含む教育委員会関係の人事異動についての報告を行っております。3月23日には第5回空知管内教育長会議が開催され、平成29年度空知管内教育推進の重点等についての説明がありました。新年度に入り、4月3日には教育委員会職員の辞令を交付しております。13日には、空知管内町教育委員会連絡協議会総会、教育委員会議、教育長会議が行われました。渡辺教育長職務代理と出席しています。4月28日には第4回、そして5月31日、第5回の教育委員会を開催し、平成29年度の奨学生の諮問と認定を行いました。5月11日には、平成29年度北海道町村教育委員会連合会総会が開催され、道連合会の評議員として渡辺教育長職務代理に参加いただいております。

次に、学校教育関係であります。2月27日には学校評価委員会を開催し、学校経営全般を参加いただき、審議いただいております。3月13日には中学校卒業証書授与式、3月17日には小学校卒業証書授与式が挙行されました。卒業生は、小学生15名、中学生20名であります。次のページをお開きください。4月4日、転任の教職員9人に辞令の交付を行っております。4月6日には、小学生22名、中学生15名の入学式が挙行されました。4月18日には、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施しております。5月に入り、15日に奨学資金運営委員会を開催し、奨学生の選定を行っていただきました。27日には、中学校の体育大会が開催されましたが、開会後の雨により競技途中でありましたが、中止となっております。6月3日には、小学校の大運動会が開催され、児童の元気な姿を見せていただきました。

次に、社会教育関係であります。3月3日には全道シニアオープンカーリング大会が

開催され、来賓として出席しています。3月7日には、文化財保護委員会を開催し、本町の文化財の今後の保護についてのご協議をいただきました。次のページをお開きください。4月に入り、13日には盛翔年悠遊クラブの開校、18日には社会教育委員の会を開催し、新年度の社会教育事業について協議いただいたところであります。

その他の事項については、後ほどご参照いただきますようお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、委員会報告第2号 付託請願審査の結果についての件を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。

8番議員、赤藤敏仁君。

○総務厚生常任委員会委員長（赤藤敏仁君） （登壇） 平成29年第1回定例会において付託を受けました請願について、4月26日開催の総務厚生常任委員会において審査しましたので、会議規則第76条の規定によりその結果を報告いたします。

最初に、請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める請願についてであります。この請願は、医療や介護現場の職員における労働環境の改善などを求めるものとなっており、この内容からも厳しい現場の実情は理解できますが、労働環境の改善や患者、利用者負担軽減の実施によりさまざまな負担増が懸念されることから、今回は不採択にするべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択を求める請願についてですが、この請願は介護保険制度に関する給付の削減、負担増の見直しを求める内容であります。本町においてはいち早く総合事業を展開している状況にあり、当面は動向を見守るべきとの考えから、今回は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、委員会報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 総務厚生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める請願の件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択を求める請願の件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第5 報告第1号

○議長(宮崎 博君) 日程第5、報告第1号 平成28年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これで報告第1号の報告を終わります。

◎日程第6 承認第2号

○議長(宮崎 博君) 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

お諮りします。承認第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎日程第7 同意第3号ないし日程第18 同意第14号

○議長(宮崎 博君) 次に、日程第7、同意第3号から日程第18、同意第14号までの妹背牛町農業委員会委員の任命についての12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中山高明君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第14号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第19 諮問第1号

○議長(宮崎 博君) 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中山高明君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時37分

○議長(宮崎 博君) 再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第20 一般質問

○議長(宮崎 博君) 日程第20、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、3番議員、田中一典君。

○3番(田中一典君) (登壇) それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、主要農作物種子法廃止についてお伺いをいたします。昨今テレビ、

新聞等で報道されておりました国会中継におきましては、派手な討論がなされておりましたが、その裏で静かに採択された議案がございました。そのうちの一つ、主要農作物種子法廃止について、当町の農業への影響評価ともしそれに対する対策があればお伺いしたいと思います。

さて、この主要農作物種子法と申しますのは、昭和27年に制定され、現在29年4月に廃止されるまで約65年間、稲、麦、大豆等にかかわる種苗生産、原種育成、選別、そのことを各地方自治体に義務づけるという形で行われてまいりました。それが今回の29年4月、国会通過されましたときに、農業競争力強化支援法案というものが同時に追加成立しております。この2つの中で私が気になりましたのは、規制改革推進会議農業ワーキンググループから提案がありました、閣議決定を通して提案された中に、農業競争力強化のために資材を安く提供するという話の中にもう一個、種子に関する知見を民間と共有しながら新しい展開に持っていくという内容が盛り込まれておりました。私は、この中にTPPがもし施行されていたなら、GMと言われている遺伝子組み換え作物の表示をしないほうに持っていくという内容が含まれておりましたので、この方向に流れていくのをなぜ今ごろ国内のほうから進んでいくのかなと疑問に思っておりました。1つは、我々の米の種苗というものが地域によって守られて、現在までは100%国内のものが使われております。それから、地域におけるブランド化、それから各地の地域性、それから気候、あるいは病虫害の耐性、そういうものを全て65年間にわたって知見を積み重ねてまいっております。これからは、都道府県でやっている自主判断に任せて、それに予算づけを与えるための法的な根拠はなくなるけれども、自主的にそれは任せるといふふうに答弁されておりました。私これを見ておまして、これから民間の力を導入するということはどういうことなのかというふうに想像しましたが、これはもしかすると国内における住友化学あるいは三井化学というものが持っている国際競争力の中にやっぱり遺伝子工学というものがございまして、これを国内でも海外と渡り合う、あるいは提携しながら一つの農産業の中に工業製品のような特許化をもたらして市場の利益をもたらす形に農業を推進していこうとしているのかなという疑念を持っております。これに対して今まで国はカタルヘナ法などによって厳しく制限をしてきておりましたけれども、私が少し調べたところによりますと、もう既に日本モンサント、住友化学との共同開発による、国は遺伝子組み換えの米の新品種WRKY45を病気に強い品種とつくばの隔離圃場で栽培を始めております。それから、ちなみに日本では大豆、トウモロコシ等130の遺伝子組み換え種子が安全なものとして承認され、これはいつでも作付できる体制にもございます。それから、2015年現在世界の大豆作付の85%が遺伝子組み換え種子によるものになっております。それによりまして種子代は、そうでない場合の3倍にはね上がっております。それから、EU、それから一昨年はロシア、中国が遺伝子組み換え農産物は自国ではつくらせないと。流通させないとしている方針の中に、私たちの国がTPPをせつかく離脱できるチャンスをもたらしたのにこういう方向に今国が向かっていくという非常に危ない懸念を持っております。

このことに関して町長の答弁をお願いしたいと思います。

それでは、2番目、水道法改正の閣議決定について。これは、水道行政の民営化に向けた方針と対策についてお伺いします。私ちょっと古いのですが、調べましたところ、2013年4月19日、G20の財務相・中央銀行総裁会議、その中で麻生太郎氏がこのように講演しております。今世界中ほとんどの国では、プライベートの会社が水道を運営しておりますが、日本では自治省以外ではこの水道は使うことはできません。しかし、水道の料金を回収する99.99%というようなシステムを持っている国は日本の水道会社以外にはありませんけれども、この水道は全て国営もしくは市営、町営でできて、こういったものを全て将来民営化します、こういうことを外国で発言しておるわけです。麻生財務相がアメリカのC S I S、戦略国際問題研究所での講演においてこう発言しております。それから約4年がたち、政府はこの発言どおり水道事業を民間に開放するために水道法改正案を国会に提出しました。このことに関して、我が町では今水道料金の改定、去年ですか、終わりました、少しでも安い料金で安全な水を提供するという地方の自治体の合意によって運営がなされてまいりましたが、上のほうから今こういう改正法の流れが来ているということをご存じでしょうか。こういう流れが将来にわたって入ってきますと、私たちの地方財政はどういうことになるのでしょうか。

それから、この新しい法案の中で一番危険なものと感じましたのは、なぜ、小泉総理の時代から民間事業化というのは可能だったわけです。しかし、外資は算入してきませんでした。その原因は何かというと、いらっしゃいと言われてもこれだけ地震が多く、風水害が多く、そして地割れなどによって、もしインフラの整備に対して多大なお金を払うとなれば、これは利益が上がる商売にはなりません。ですから、新しい法律によって公営の施設、施設の破損に関しては大方が地元負担、つまり税金によって賄う。こういう流れをつくった上で、利潤だけは持っていかれるという形を外資あるいは外資と組んだ日本の企業に差し出すという、こういうシステムに対してどういう危機感をお持ちかお伺いをいたします。

3番目です。温泉の泉質実証事業の展開についてお伺いいたします。先ほど町長のほうから行政報告についてお話しなされた中に少しございました。私も温泉を利用している人間として、私の町の温泉が非常にほかの町に対して自慢できる温泉ということを科学的にも証明されましたし、立派な実証実験だったと思っております。それがこれからどのように展開なされていくかということをお伺いして、この質問をさせていただきたいと思いません。

実は、私深川地区のたばこ組合のメンバーの一人になりまして、そのときバレーボールのJ Tのチームの監督に今当町出身の方がなっております。その話をJ Tの幹部の方から振り向けられまして、田中さんの町の選手、私は別にバレーボール指導したわけでも何でもないのですけれども、かつて私が東京に行っていたときに、あなた、どこの人だと言われたときに、北海道の妹背牛ですと。バレーの町だねと、こういうことで、も

う一つの名刺がわりのように私たちの町が盛り上がった時代のことがずっと国民の中に根づいている、こういうありがたいことを経験しております。それで、そのとき話した内容の中に、今芦別のほうに合宿地を選んでやっているそうですけれども、妹背牛の温泉の効用を使って、一番体が酸化しやすい人間というのはスポーツ選手なのです。ですから、スポーツ選手が疲労回復も伴って、合宿の町として妹背牛町を例えば3年に1回でも2年に1回でも使っていただける、こういうことは非常に大きな宣伝になるし、吉原監督というものがいるときに、これを立派なホテルがなくても、私は個室が欲しいとは言いましたら自宅に帰って寝てくださいと、それぐらいの協力をお願いしながら、この温泉の効用を展開していく大きな転換になるのではないかと。私は一つのヒントかなと思いつつながら、そのたばこの組合の話の中で聞いておりました。これについてこういう方向も含めてこれからの展開についてお伺いをしたいと思います。

4つ目です。地域おこし協力隊員のさらなる増員について。現在まで2名の協力隊員が特に農政のほうに主に活躍されておりまして、私もその活動に適宜触れております。そのことに関しては、指導する職員の方、それから頑張っておられるご本人の方たちに非常に敬意を表しております。私は、その中で町民の方が地域おこし協力隊という言葉の中に自分たちの関与している分野、例えば「わかち愛・もせうし」の福祉の分野、それから商工会、民生委員もそうです。いろんな自分たちがやっている活動の領域に地域おこし協力隊というのは参加してきてくれないものだろうかという声をたくさん聞くようになりました。もちろん私業務内容を農政のほうとともに見ておりますので、同じ人間があらゆる場所に行くなんていうスーパーマンのようなことができるわけないと。ですから、私としましては、この予算をつけてもらうのは総務省ですので、我が町の経営のお金にはそんなに侵食されない。しかし、指導するという力をそこで発揮しなければいけないという問題もありますが、私はできるなら商工、それから福祉、そういうまちづくりの農業の分野ではない分野においてもやっぱり必要なのではないかと。そういうことをやっぱり強く検討してほしいという願いもありまして、そういう考えはあるのか、町長にお聞きしたいと思います。

5番目、これ地元の酒米で地酒を酌み交わしたいと。これ実は私酒の販売にも携わっております、これもやっぱり深川酒販組合の総会で、金滴酒造が昔潰れかかった時代があります。それが今だんだん持ち直しまして、杜氏も新しくなって、佳撰というお酒を、飲んでも頭が痛くならない、いいお酒をつくるようになりました。JRの列車の中でも配られるお酒になって、非常に今好評を博している。政治力も使われたのでしょうけれども、そういう感じで展開しております。その中で、そのときに新十津川の酒造好適米、吟風というものを使ったお米の720ミリリットルのお酒を飲ませてもらいました。私も酒屋です、500種類ぐらいの日本酒は飲んでます。私はびっくりしました。これ3,000円以上で売っているのですかと聞きましたら、純米特別吟醸という名で、もちろん醸造用アルコールは添加していませんけれども、非常にすっきりしたいいお酒でした。もちろんでは田中君、持ってきて飲ませてくれというところから始まるのでしょうけれども、

これは地域でしか販売されておられません。ですから、新十津川に行かないと買えないのですけれども、もし妹背牛町が酒造好適米、そういうものをつくってくれる農家を探して、それがいらっしゃるといふことになれば、そういうこともやぶさかではない。金滴酒造から話はもう既にいただいています。ですから、これはこのお酒を誰と酌み交わすかはまだちょっとわかりませんが、その担当部署の方とこんな味なのだよということも含めまして、私は米の町、妹背牛、米を売り抜くとしても米は最終的になくなってしまいますし、1年間をもって、それからお土産に進むものとしてはやはり私は日本酒ではないかというふうに思っております。このことによつて、また町の活性化も含めて進展するのではないか、あるいは乾杯条例なども含めて、この酒で乾杯するなどということも含めて、町の中を活性化、それから農家と町場の共有財産としてお酒をたしなんでいく、こういうような文化もつくれたらいかかなと思つて質問をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 種子法の廃止についてお答えをいたします。

今回の農業競争力強化支援法は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物の流通等の合理化に関する施策を講じ、農業者自身が行う競争力強化の取り組みを支援することを目的としております。一部の内容といたしまして、事業再編を促すということで、例えば何百種類もある肥料の同じ成分の商品を絞り込みまして、コスト低減を図り、良質で安価な資材を供給する狙い、また農業機械製造事業、種苗生産事業の新規参入を促し、競争原理によるコスト低下や種類をふやしまして、選択肢を拡大することを狙いとしております。種子法の廃止もこの新規参入に関連するものであると理解しておりますが、これらの施策の実施によりコスト低下等の効果があるのか、特に農業機械の価格の低下に期待を寄せるところでございますけれども、一方、現在各都道府県が生産、管理しております種苗を中止し、その知見を提供ではなく譲渡すれば、民間が独占するおそれがあるなどさまざまな可能性の意見があることは承知しておりますけれども、国会におきましては都道府県の種子生産の予算確保や外資による種子独占の防止に努めることについて附帯決議として採択しております。これによりまして、都道府県の種子生産の継続あるいは外資の独占、海外への生産技術の流出防止について歯どめの効果があるのではないかと考えております。現段階では、これ以上の判断が難しいことをご理解をいただきたいと思ひますし、安全性につきましては種苗法、カタルヘナ法によりまして奨励されないものというふうに思ひますし、何よりも消費者が許さないというふうに思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから2番目、水道法改正の閣議決定についてご答弁申し上げます。

第193回通常国会において人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図る目的で水道法の

一部を改正する法案が提出されましたが、衆議院で継続審査となっております。したがって、答えようがないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私から温泉泉質実証事業の展開につきまして答弁させていただきます。

本年3月の温泉療養効果実証調査報告会におきまして、本町の温泉水を飲むことによりまして生活習慣病の予防効果があることが実証されてございます。今後の集客効果を上げるために、本町温泉水の飲用効果のPR、温泉水を飲用しやすい場所への移設、また温泉水を利用した料理提供メニューの企画を検討している最中でございます。できる限り商品化をしまして、米里のほうで提供する予定でございますので、ご報告させていただきます。

また、合宿誘致につきましてでございます。温泉利用をしまして地元住民とのコミュニケーションをとることにおいて大変喜ばしいことだと思っております。しかし、合宿となれば長期間滞在となることから、本町におきましては特に実業団チームを受け入れるということになりましたら対応施設がございません。議員が先ほどお話ありましたとおり、芦別市など合宿誘致をしている自治体のように競技場、宿泊施設等の受け入れ可能施設が完備されていれば大変よいのでございますが、本町におきましては現在の体制におきましては大変困難であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、4番目の地域おこし協力隊のさらなる増員につきまして答弁させていただきます。昨年9月より採用してございます2名の地域おこし協力隊におきましては、本町としてどのような分野で活動支援の活動がよいか検討した結果、産業基盤でございます農業分野において募集、採用し、現在まで約10カ月間で農産物の加工品としましてハーブリキュールの開発、トマトジュース用のトマト栽培等意欲的に活動してございます。現在本町として採用後1年も満たない中、新たな分野の地域おこし協力隊の増加は今後の状況を見るとともに各課の分野での活動を模索し、検討していくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 酒米についてお答えをいたします。

本町は、主食米の主産地でありまして、それなりの評価をいただいているものと思っております。今後ともこの評価を高めるべく品質の向上等の取り組み、ブランド化を図っていくことが第一であるというふうに考えております。行政が率先して酒米、地酒をつくることは現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） 1番目の種子法廃止にかかわる中で、同時に競争力強化支援法と

いうものがありました。これは、もちろん資材を安価に、そういうことの中に、これもまさに安価に手に入るかのような内容で書かれた種子の知見を民間に広げて、民間の競争力を使いながら、これはコスト低下になっていくのかどうかと考えますと、どう考えても民間というのは株主が存在している。株主に利潤を提供するという形になっております。ですから、コストは最低でもお米の場合8年から10年、15年という形で時間がかけられ、公費をかける中で安いお金で農業者に手渡されてきた歴史がございます。ですから、この部分を一緒に入れられるというところでは、私としてはちょっとこれおかしいのではないかという疑問を呈さなければならないという感じがいたしております。ですから、消費者がそれを許さないというのは、これカタルヘナ法によって、私たちの国が今それ受け入れることによって、安全がまだ担保されたとは言い切れないもの、そういう不十分なものは流通させないということの中で今守られているわけですが、もしこれがカタルヘナ法が通過しますと、これは圃場において隔離生産するか、あるいは一般開放されるかという流れの中に入っていくと思えますけれども、これの方向性に対して一歩進めるというか、私は危惧を持っております。だから、これはコスト低下にはなるものだとは全然感じておりません。そこのところをもう一回ご答弁いただきたいと思えます。

それから、2番、水道法。これ衆議院で継続審議ということですが、確かに決定されたものではないですので、危険性について今の段階で何がというふうにはならないと思えますけれども、日本国内、それから国外におきまして実際公的な水道が民間に移譲され、その後民間がそれを投げ出して、もう一回公費に戻していく、公的なものに戻していくという流れが今世界の流れであります。恐らく課長もご存じだと思うのですが、ここはそういう形の中で私たちの町のインフラをどのように守っていくかという姿勢について一言ご答弁をいただきたいと思えます。

3番目、実業団の宿泊施設とか、私たちの町は誘致のために準備していないということはおわかっております。ですから、もし芦別からの帰りに、旭川に帰る途中で温泉に帰りに寄ってもらうとか、そういう形ででも、例えばJTの実業団、バレーボールの元妹背牛町の選手が監督となってこの温泉に寄ってくれて、そういうことでも使えるということになると思うのです。ですから、そういう交渉をしてでもやっぱり温泉の宣伝というものをしてないと、北竜町で3億から4億のお金をかけてボーリングをして新しく施設を建てかえて戦いを挑んできていますし、秩父別町はもうやる気満々でやっておりますし、妹背牛町の施設ではなく泉質がいいということは、実はもう科学的に証明されなくても十分に知れ渡っております。もちろん科学的に証明されたことによってさらに大きなアピールになると思えますけれども、そこに誰が来ているのかということ。誰を呼んでいるのか。私は、やっぱりこのJTの選手の監督に今ついている方が妹背牛町出身で、合宿の帰りに妹背牛町の温泉に必ず寄って疲れを癒やして帰ると、こういう作戦とっても別に合宿誘致の人のふんどしで相撲とることにはならないと思うのです。やっぱりそれぐらいの知恵を使ってJTぐらいに交渉する考えがあってもいいと思うのですが、それについてお考えを

伺います。

それから、4番目、確かに今そうですね。農業分野を中心にハーブリキュールもつくっていますし、それからこれからはトマト栽培にも向かっていくというお話を議会のほうにも説明いただきました。問題は、この事業の基幹分野だけに力を入れていくと町としてのバランスが少しやっぱり弱まるのではないかと。やっぱり町の中の問題にも人的能力を發揮してくれる人を呼び込んでもらわないと、私としては町の全体的視野においてバランスがちょっと欠如するのではないかと。そういうことに関して町長のお考えをお聞きしたいと思います。

5番目です。酒米をつくるのが妹背牛町の主食米としてのブランド化を妨げるとは一切考えておりません。食べておいしい米、それから飲んでおいしいお米違いますし、別に酒米で例えば10アールの面積のところからとれたお米を一つのタンクに入れるということで、米を運んでいくよりもお土産としてお酒を飲んで、ここはこんなおいしいお酒もできるし、水もいいし、これはうちがつくるというわけではなくて、例えば金滴酒造に委託するわけですが、そのことによって米にまた思いをいたすという、こういう複雑な道を通して町の宣伝というものをしていくべきなのではないか、そういう考えでおります。このことに関して町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 現在各都道府県におきましては、種苗生産管理し、安定的かつ比較的安く種苗を提供しておりまして、農家にとっては問題がなく、しかも地域に即応した品種の開発も進められておりまして、大変重要な事業であるというふうに認識しております。国も各都道府県がこれらの事業を継続するように財政的な措置を継続することとしておりまして、また民間と連携を図り、品質等の向上を目指すということとしております。仮に民間が開発した種子が高く、自家採種が認められないものであれば、それに見合う収入がなければ農家の方がその種子を選択しないということでありまして、また都道府県が継続するということでもありますから、種子がそういった高価なものしかないというふうな状況にはならないというふうに考えております。選択肢を広げるという意味で、今回の法律はそういった意味で成立したというふうに考えておりますし、安全性につきましてはおっしゃられるとおりその危険性はあるというふうには認識しておりますけれども、例えば現在でも納豆などは遺伝子組み換えでないという表示で表示されておりますので、そういったことから消費者は絶対とは言いませんけれども、選択しないのではないかと。商売にはならないのではないかとというふうに考えておりますし、もし問題が起こった場合については是正するように国に強く求めていくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから2番目、水道法の改正について答弁をさせてい

たきます。

本町の水道をどう守るかということですが、現段階の水道法の中での経営を行っていくということが基本ではないかと考えております。特に官民連携、民間委託については、今現在は水道水質検査のような個別の委託から、それをもっと大きくした、広範囲にした包括的委託、それから施設管理なんかも入れて技術的に業務を水道法上の責任まで含めた委託等があり、または第三者委託があります。そしてまた、民間の資金やノウハウを活用したPFIというような形の中での官民連携制度というのがあります。現在では、経営に対してはそういう官民連携、民間が経営ができるような状態にはなっておりません。そういうような中で、現在水道法の中で経営をしていくことがベストではないかと考えております。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 温泉水実証強化で、展開でございます。

先ほど再質問の中で、1回目の答弁の中で私のほうで合宿誘致にということで、通告書のほうで合宿誘致にという通告でございます。したがって、それに基づきまして合宿誘致は困難であるという答弁させていただいております。そのことから、今回実業団におきます合宿、また帰りによってもらう、それはあくまでも合宿行っている場所の行程によります。それは、私どものほうでその行程の中に入れていただきたいということは実業団、その合宿を行っている中で行程でございますので、そこにつきましては大変困難であることを申し上げさせていただきます。

次に、地域おこし協力隊でございます。先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたとおり、あくまでも最初の採用のときには農業分野ということの採用での募集でございます。したがって、今後まだ1年満たない中で、継続すれば3年間継続できるはずになってございます。その中で3年後、先を見据えた中で考えますと、新しい分野ということをもたえ考えますと、そのときにはまた各課等必要部分ということでございますので、それを踏まえた中で再度募集ということを検討していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 酒米についてお答えをいたします。

仮に酒米、地酒をつくるとなれば他のお酒との差別化が必要となりまして、特殊な酒米を生産しなければ継続して売れないし、その栽培技術も難しいというふうに考えております。少量であっても育苗、収穫、乾燥、調製の全ての作業をほかの品種と分けて行わなければならない。農家の方にとっては、現実的ではないというふうに考えております。

また、1俵当たり1万6,000円から4万ということで取引されておまして、特に4万の単価につきましては単収が半分以下の特殊なものでありまして、必ずしも苦労が報われる収入にならないということが予想されますし、酒の販売数量の変動によりまして生

産過剰になるということも考えられます。こうしたことから、行政が率先して進めるのではなく、同じ意志を持つ仲間がみずから組織を立ち上げて、町内の機運が高まってから行政がどういった支援ができるかを検討することが順番ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3 番議員、田中一典君。

○3 番（田中一典君） この種子法のことに関して最後に町長にお伺いしたいのですが、これ一番困っているのは原種、原原種の保全のための法律がないということなのです。ですから、これをもしちょっとでも遺伝子操作をしてかえますと、全部商標登録ができる独占の植物種子と早変わりしてしまいます。それに対する法律というものは今のところございません。こういうものに対して、やっぱり農業の王国の一員として危機意識を感じまして、国のほうに積極的に働きかけて、これにかわる法律を来年4月までに準備するように国会議員にでも働きかける、そういう動きをなさったらいかかと思いますが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、確かに温泉に帰りに寄ってもらうという話は最初の質問になかった。失礼いたしました。でも、何かの形で温泉の効果がいろんな意味で広がっていくために、宣伝というものが必要なのではないかと。そのためにもっと力を尽くすべきではないかと思うので、そのことを町長にお伺いして、終わりにしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 田中議員さんの再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、種子法につきましては、種子法の廃止等による農家への影響は現在のところ不透明な部分があると思いますが、一般的には規制緩和、民間移管が全てが正しいのか、私自身も疑問に思うところがあります。規制緩和により市場競争が激化し、国民の安全性が脅かされる事例が見受けられますが、そういうことはあってはならないことだと思います。今回の種子法の廃止も同じですが、国民に安全な、安心な食料を安定的に提供することが一番の重要であると考えますし、農家経営にとってもプラスになるのかを見きわめていかなければならないと思いますし、農家経営に少しでもマイナスとなるようであれば各関係機関と連携し、迅速に改善を求めて行動を起こしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

温泉につきましては、先ほど行政報告でもありましたけれども、確かに田中議員ご指摘のとおりいかに幅広い職種の人に、職種といいますか、幅広い年代の世代に妹背牛温泉を利用してほしいということは言うまでもありません。合宿に関してはちょっと難しいかもしれませんが、今後のPRとしましては先ほど言った地域おこし協力隊のトマト、トマトがもし軌道に乗れば温泉水を使ったトマトもつくれますし、あるいは料理、あとネット、SNSでの発信、あるいは先般松田教授が来られまして現代版の湯治部屋をつくっ

たらどうかというご提案もありました。それはちょっとお金がかかるので、今後の検討課題とも考えておりますし、何とかＪＲの駅の中にも変わった妹背牛温泉ペペルの案内板を出すような計画もしておりますので、幅広い分野を含めながら、いかに多く人を集めるかということで今後とも協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で３番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。

休憩 午前１０時１８分

再開 午前１０時３５分

○議長（宮崎 博君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

１番議員、工藤正博君。

○１番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問いたします。

質問の第１は、赤字バス路線の補助上限を引き下げる方針について伺います。国土交通省が赤字バス路線の補助上限を引き下げる方針を固めたと５月１０日に新聞報道がありました。空知管内は、北海道中央バスなど７社３２路線の合計１，０４３キロが対象になり、そのうち妹背牛町関連は空知中央バスの北竜線の１９．８キロと深川滝川線の３２．９キロの２路線がその対象となっています。補助金は、複数の市町村にまたがる地域の生活路線などの運行経費を国と道が４５％を上限に負担する制度であります。差額は、市町村やバス会社が穴埋めすることになります。国は、今年１０月から来年９月の運行から補助率を４０％に引き下げ、道内１６７路線が対象となり、このうち空知で約５分の１を占めることになるようであります。生活路線、通学路線、病院に通う命の路線として、バス路線の維持はとても大切になっています。そこで、端的にお伺いします。

第１に、赤字バスの補助上限の引き下げについて、国や道から打診があったのか。

第２に、妹背牛関連の２路線への補助金の額は幾らだったのか。補助上限を引き下げられると、補助金はそれぞれ幾らになると想定されるでしょうか。

第３に、自治体とバス会社は引き下げを理解し、継続するでしょうか。その限界はいずれ来るでしょう。国や道に今から何を求めていきますか。

次に、農業競争力強化支援法は、妹背牛の農業にとっても経営を守り、食料を守るためになるか、このことについて質問いたします。今政府は、ＴＰＰの発効が見込めない中でもアベノミクスの柱としてこの農業競争力強化支援法案を提出し、５月１２日に賛成多数で可決成立しました。日本の農業、妹背牛町の基幹産業農業は、重大な困難に直面しています。当面する農業の危機、農業所得の減少は、長年の自民党政治が農産物の自由化、市場開放を推し進め、諸外国に比べ自然条件や内外格差などに多くの困難を抱えざるを得な

い農業の支援制度を次々と壊してきたことにあります。決して農家の責任ではありません。生産を安定させるためには、生産資材など経営費の節減が必要です。それには、生産者価格が一定の水準で安定する価格政策や条件不利地域への所得保障、直接支払いなど生産者の所得への下支えが不可欠です。国民の食料を必死で守り続けている農家が米だけつくっていても赤字がふえる一方、こういうことでは食料を守り続けることが至難のわざとなってきています。主食である米の需給調整に国が責任を持つことや直接支払い政策を多くの農業者が支持したのもそのためであります。こういう時期に政府は、農業競争力強化支援法を、農業者、関連産業に政府が求める競争力強化策への努力を義務づけてきました。政府は決して介入するものではないと言いますが、食料生産に努力しない農業者がいるのでしょうか。また、その関連業者は要らないとでも政府は考えているのでしょうか。政府が狙うのは、農業と食料の生産、加工、流通を多国籍企業を含む営利企業に開放することにあることと言わざるを得ません。今農家にとって必要なのは、競争力一辺倒ではなく、国内生産を維持、発展させるために国、地域の条件に合わせた生産対策や地域の活性化策など農業の実情に合った制度、政策ではないでしょうか。行政の見解を求めたいと思います。

次に、町道の未整備について質問いたします。まちづくりが取り沙汰されて久しくなります。町長の頭の中には、いつときも離れない課題の一つとなっていると思います。この町道の未整備について、ある青年からの指摘でした。町道の敷地がありながら、整備されずに残っているのはなぜか。道路が先か、住宅建設、その入居が先か、どう考えるのだと。私は、即座にそれは道路が先だろう、道路が整備されないところに家を建てるだろうかと答えていました。しかし、今の行政の考えは真逆、全く反対でした。住宅建設、入居が先という答えでした。多くの町民の受けとめ方は、行政の考えになじむでしょうか。一般的に宅地造成は、道路の整備からではないでしょうか。そこで、建設課に町道の敷地はあるが、未整備のところはどこにあるのか教えていただきました。行政用語では未供用路線というようですが、その一つに北1条線235メートル、2つに北4条線54メートル、行きどまり、3つにみどり線36メートル、これも行きどまり、4つに東4丁目、以前大木があってその根っこがいまだに残っている行きどまりの路線、この4路線で、通り抜けができる未供用路線は1本だけでした。そこで、お伺いします。

第1に、未整備路線の解消の考えと町民に理解される整備の優先順位をどのように考えているのでしょうか。

第2に、今までに何回か北1条路線の供用開始の要望があったとも思いますが、それとも要望はなかったのでしょうか。

第3に、要望はあったけれども、住宅建設、入居が先の考えを改めなかったのか。それが通り抜けの未供用路線の1本だけを今まで整備しなかったのはなぜか。

第4に、まちづくり、定住に悪影響を与えてこなかったと考えているのか。

この4つの質問にまとめてお答えのないように、丁寧にお答えをいただきたいと思いません。

次に、介護保険等改定案が検討され、さらに負担がふえることと高齢者や障がい児者の施策に対する公的責任を後退させる仕組みづくりに多くの批判が出ています。改定案の第1のポイントは、一定の所得がある人の介護サービス利用料を2割負担から3割負担に引き上げます。引き上げの理由は、世代間での公平性とか制度の維持可能性の確保などを挙げています。政府は、1割負担から2割負担に引き上げたときは介護サービスの利用抑制があることは認めています、顕著な影響はないと強弁し、3割負担については対象範囲を限定したと。現役並みの所得を有する負担能力がある方だと引き上げを正当化しています。第2のポイントは、地域包括ケアの深化、深く変化していく、この深化であります。これを掲げ、高齢者、障がい児者などにかかわる31の法案を何とこれを一括したものが介護保険法等改定案となっています。今年の4月までを総合事業への移行猶予期間としていましたが、多くの自治体で移行が進んでおらず、移行済みの自治体でも従前の介護サービスを担ってきた事業者が低単価でサービスをしているのが現状だと聞きます。第3のポイントは、総報酬割と呼ばれる介護給付費の新たな負担方式が導入されることであります。保険料が引き上げとなる上、介護給付に対する国庫補助を削減、打ち切りにする計画です。これまで健保組合や協会けんぽ、共済組合は、加入者に応じて介護給付費への納付金、つまり介護保険財政へ拠出する負担金を計算していました。それを総報酬割に変更し、40歳から64歳の会社員が支払う介護保険料、賃金水準、平均収入に応じて拠出するという方法になります。以上、私なりの改正ポイントを挙げてみましたが、そこで3点ほど質問します。

第1は、負担割合を3割になると、さらなる利用抑制にならないでしょうか。

第2は、高齢者、障がい者の社会福祉サービスを一まとめにして、自助、互助、地域住民の助け合いという名で公的責任を後退させ、福祉や介護費用の抑制にならないでしょうか。

第3は、大企業より所得が低い中小企業社員らが加入する協会けんぽ、納付金の負担は減ります。しかし、この負担減を口実としてこれまで協会けんぽを抑えてきた国庫補助1,450億円を打ち切ることにしています。経済団体の日本商工会議所は、国庫負担を事実上被用者保険に肩がわりさせるものだと批判していますが、そのとおりでしょうか。

質問の最後は、冬の高齢者の暖房費の支援の拡充と高齢者交通事故防止策について質問します。冬の雪と寒さは、高齢者の命と暮らしを直撃し、北海道の高齢者の暮らしに優しい施策の拡充が今こそ求められています。北海道民医連は、この冬の1月から2月にかけて札幌市、旭川市、北見市、釧路市、函館市などで医療、介護事業所を利用している在宅患者、利用者で、主に65歳以上のひとり暮らし、老夫婦世帯を生活調査をして、高齢者249人が調査に協力してくれました。住まいは、借家が半数で、アパート、公営住宅、施設などに住んでいます。古い住宅が多く、家賃月2万円のアパートなどはすき間風などでなかなか暖まりません。訪問時の室温は最低10度。少なくない方が事業者があるときにはストーブをようやくつけると答え、日ごろはもっと低温で過ごしていることも。1日

の暖房時間の最低は30分でした。私も以前に75歳のお年寄りから、暗くなればテレビをつけて明かりがわりにしています。布団に入り、ストーブはその日は消しますと話され、生活保護を利用することもできますよと言うと、そんな恥ずかしいことはできませんとかたくなに拒否しました。お年寄りは、生活保護以下の生活をし、自分なりの尊厳を主張している方もたくさんいます。国は、私たちに早く死ねと言っているように思えます。年金はこれ以上減らさないでほしい。貯金も残り少なくなってきたし、どうしたらいいのでしょうかねと吐き捨てるように言われたことを思い出します。今日までこの国を、この妹背牛を築き上げてくれた恩人にこのような思いをさせていいのでしょうか。行政として今から高齢者に冬の暖房費の安定した支給の充実、拡充を準備し、取り組んでいくべきではないのでしょうか。お答えください。

もう一つは、高齢者の事故防止策について質問いたします。昨日で妹背牛の交通事故死ゼロが3,220日となりました。現在も町民こぞって3,500日を目指しています。高齢者の交通事故死者は発生しておりませんが、物損事故や軽い人身事故も発生しているのではないのでしょうか。私の経験を少し言いますと、時速わずか30キロ、堂々と道道を走り、しゃれではありません。道道を堂々と走って、その後ろに私がついていると蛇行する。いつどこに曲がられるかわからない。いらいらしながらしばらく後をついていましたが、ようやく右折され、一息ついたことがありました。いずれ私もこうなるのだろうかと心配になりました。4月の27日付の新聞報道には、免許証の返納とその後の移動手段はという報道があり、各自治体での高齢者の事故防止策の模索が続いています。町営バスも廃止され、お年寄りの移動手段が1つ消えました。しかし、その後の対策はまだ示されておりません。町民からもさまざまな知恵をかりるときではないのでしょうか。私には農家のお年寄りから、私の周りに意外と元気なじいさんがいる。ガソリン代だけでも出してもらえれば、その人に頼んでみたい。これも1つではないかと提案されました。しかし、もし事故があつたら誰の責任になるのでしょうか。物損だけならお金で済むが、人身が絡むと大変です。困難なことが多いかもしれません。しかし、避けて通れない道でもあるわけです。時間も必要かもしれませんが、皮肉にもその間に高齢者の大きな事故が起きないという保証は全くありません。一刻も早い高齢者の事故防止対策が、免許証の返納も含め、その対策が必要です。取り組む考えがあるのなら、ぜひ示してください。

以上を質問し、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私から赤字バス路線の補助上限額を引き下げる方針につきまして答弁したいと思います。

初めに、国や道からの打診があつたのかということでございます。これにつきましては、国は今回の補助上限の引き下げについては直接的、間接的にも打診はなく、バス協会と道に対しまして事前に説明会が開催されたようでございます。その説明会後におきましてバスの減便や路線の統合、廃止につながるおそれがあることから、道、日本バス協会に対し

まして上限額維持を国に働きかけるよう要望し、今回の撤回になったという経緯でございます。この経緯を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

次に、補助金額でございます。平成28年度の空知中央バスへの補助金につきましては、深川滝川線におきましては17万5,000円、北竜線におきましては59万7,000円を助成してございます。この金額算定におきましては、それぞれの路線における経常費用から経常収益を差し引いたものと補助限度額の低いほうを補助対象額とし、補助対象額から平均乗車密度5人未満カット額を差し引いたものが補助金として空知中央バスへ交付されてございます。町が負担します補助金は、各路線における経常欠損額から補助金を差し引いた額の2分の1、いわゆる赤字分から補助金を除いた額の50%をバスが走行する自治体で負担してございます。もし撤回され、補助上限を引き下げられたとしましても、現在の算定方法では負担額は変わらないことを申し上げます。

次に、自治体とバス会社は引き下げを理解、継続するかということでございます。バスは、みずから移動手段を持たない住民にとりまして必要不可欠なものでございます。国は、事業者には運行形態の見直しや路線合理化などを求めており、成果が見られない場合は再び補助減額の話が浮上する可能性もあると言っております。2019年度分以降に再検討する構えも見せておりますが、各自治体におきましては事業者の収支改善を見るとともに、住民の多くがバスを利用し、促すことを申し上げるしかございません。各路線、自治体におきましては今後において補助金を引き下げしない、住民の生活交通手段でありますバス路線の確保を国、道へ訴えていかなければならないこと申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 支援法についてお答えをいたします。

支援法では、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化に関する施策を講じ、農業者自身が行う競争力強化の取り組みを支援することを第一の目的としております。例えば先ほども申しましたが、農業機械価格を下げる内容につきましては国にぜひ実現してほしい項目だと思っております。その他、肥料、農薬、種苗等につきましては農家にとって良質で低廉な資材を購入できるのであれば望ましいところであると思うわけですが、本当に実現できるのか、あるいは何の問題も起きないのか、充分注意して見ていかなければならないというふうに思っております。中山間地域等の地形的な違い、あるいは気候的な違いによりまして、それぞれ地域の生産条件を考慮、工夫して農業生産が行われていることを考えますと、一律的に競争力を強化することが果たして農家のためになるのか少し疑問に思うところではありますが、逆に問題が起きないように慎重に検討してほしいというふうに考えております。

また、今回同時に提出、成立しました収入保険について、もっと農家が安心して競争できる制度、内容を創設することが重要ではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから3番目、町道の未整備路線について答弁申し上げます。

町道の未供用路線は、行きどまり路線3路線、131.1メートル、通り抜け路線1路線、235.7メートル、合計4路線の366.8メートルあります。

まず、1番、未整備路線の解消については、住宅が建設されることがまずもって道路が必要になってくるのではないかと考え、道路整備を実施していきたいと考えております。

2番、北1条線については、沿線の地権者から道路整備の要望を受けましたが、住宅が建築されれば敷き砂利、素掘り側溝を施行することで、供用開始をすることで理解をいただいております。

3番、北1条線が供用されてこなかったことについては、農地として使用されており、供用する必要性がなかったのではないかと考えております。

4番、まちづくりや定住に対しましては、道路行政としては幹線道路などの種別や交通量を勘案して整備をしております。本町全体の道路整備を考えて行っているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 介護保険法等の改正案についてご答弁申し上げます。

平成29年2月7日に国会提出されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が5月26日、参議院本会議で可決成立いたしました。この改正の中で世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの所得のある方の利用者負担の見直し、3割負担と各医療保険者、健保組合、協会けんぽ、共済組合が納付する介護納付金への総報酬割の導入が決定いたしました。3割負担については平成30年8月から施行となり、介護納付金は平成29年8月分より段階的に導入される予定でございます。前回の平成26年度の介護保険法改正において一定以上の所得のある方について負担割合を2割とする改正が行われ、平成27年8月から施行されており、6月現在本町において認定者数234名中6名が2割負担の対象となっております。

そこで、1つ目の質問でございますが、今回の改正で現役並み所得の具体的な年収区分につきましては、今後政令で定められることになっておりますが、現在のところ年金収入が340万以上の方とすることを想定しております。本町で2割負担対象となっている方の中で3割負担の対象となる方は4名となる見込みで、3割負担となった場合でも介護保険の本人負担の上限の月額4万4,400円が設けられており、その上限を超えて支払った分は高額介護サービス費として本人に戻る仕組みとなっております。また、在宅サービスを利用されている方で週1回程度りぶれに通う方や自宅でヘルパーさんを利用する方などの必要最小限のサービスを受けている方々の負担が1万円に満たない場合が多く、3割

負担となった方が実際にサービスを選択する際に金銭的な理由によりサービスを利用しないといったことがないとは言い切れないと認識しております。

2点目でございますが、介護保険制度と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、障がい福祉の事業所などが訪問介護、通所介護の居宅サービス等を提供できる事業所として指定ができるよう基準緩和がされ、障がい者が65歳以上になっても介護サービスと従来からの障がい福祉サービスとして受けてきたサービスを継続して受けやすくなることから、福祉や介護費用の抑制にはならないと考えており、また介護保険制度に統合しようとするものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目でございますが、介護給付費の財源は国が25%、道が12.5%、町が12.5%、65歳以上が支払う保険料22%、残りの28%を40歳から64歳未満が支払う第2号被保険者保険料で賄われており、この第2号被保険者の各医療保険者、これは共済組合、健保組合、協会けんぽ等で、それぞれ被保険者数の数に応じて介護納付金を負担しており、第2号被保険者1人当たりの保険料負担額は医療保険者を通じて同額となっております。そのため、健保組合や共済組合のような総体的に加入者が少なく報酬が高い被用者保険では報酬額に対する保険料負担額の割合が低くなり、協会けんぽのように加入者数が多く報酬が低い被用者保険では負担の割合が高くなっています。29年4月分で市町村共済組合の介護納付金の率は0.7%に対しまして、北海道協会けんぽの介護負担率は1.6%と高い数字となっております。このため、協会けんぽの財政基盤を強化する目的で国庫補助が行われてきてまいりました。平成27年度決算で1,471億円となっております。この各医療保険者が加入者数に応じて負担していた介護納付金を被用者保険間、共済、健保組合、協会けんぽでは報酬額に比例する負担とする総報酬割を導入することになりました。これにより、加入者の報酬が高い共済組合、健保組合の負担は増加する一方で、総体的に報酬の少ない協会けんぽの負担は減少し、完全実施後協会けんぽに対する国庫補助は1,450億円の減額が試算されております。これは、平成26年度決算の見込みの試算でございます。このことから、協会けんぽに対する国庫補助が減額されながら廃止されますが、その分共済組合や健保組合の加入者の報酬が高いため、多くの負担をしてもらう仕組みとなっております。平成29年8月から実施となっておりますが、激変緩和措置としまして平成29年8月から平成30年度末までは2分の1、平成31年度では4分の3と段階的に実施され、平成32年度より完全実施される予定となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 高齢者の暖房費の安定した支給と拡充の準備についてご答弁申し上げます。

高齢者はじめ支援を必要とする方において北海道の冬における暖房費の支出は、セーフティーネットの視点でも生活に直結する課題と認識しております。その中で福祉灯油制度は、昭和49年に北海道が設置した福祉制度であります。平成10年に廃止されてか

らはそれぞれの自治体におきましていろいろな形で継続実施されているところもございますが、その廃止を機に助成を実施しなくなった自治体も多いと聞いているところであります。しかしながら、平成19年の原油価格の高騰により、復活させるところも出てきておりまして、本町におきましても平成19年、20年と2カ年にわたり1シーズン7,000円の助成を行っております。その後3年間は助成を実施しませんでした。福祉灯油助成の要望があり、平成24年度に5,000円の助成を実施し、25年度には要綱を改正し、その年の12月1日現在の灯油価格を基準として単価掛ける100リッターということで、1人当たり1万円の範囲内、予算の範囲で支給することとして25年、26年度は1万円を支給、27年度は7,000円、昨年、28年度は6,000円を支給しております。原則恒常的に支給と考えておりますが、要綱の中では単価が60円に満たない場合は支給しないともなっておりますので、そのような状況になりましたら早目に住民周知をしなければならぬと考えております。

ただ、工藤議員の質問にあります安定した支給の充実と拡充につきましては、価格に係らず支給することにより、今年も支給されるのか、されないのかと不安な高齢者もいらっしゃるというところも聞いておりますので、冒頭お話ししましたセーフティーネットとしての福祉灯油助成は価格に左右されずに恒常的な制度として実施されることが高齢者等の生活支援につながることも充分認識しておりますので、要綱上の価格に満たない場合を余り想定はしておりませんが、もしそういう状況になりましたら高齢者等に不安を与えないよう対応させていただきたく考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから高齢者の事故防止対策についてご答弁申し上げます。

平成28年における全国の交通事故死者数は3,904人と年々これは減少傾向にありますが、死亡者に占める65歳以上の高齢者の割合が54.8%と毎年着実に増加しており、今後も高齢化社会が進展していく中においては高齢ドライバーをはじめ、高齢者を事故から守る対策が急務であるということは議員ご指摘のとおりであります。高齢者の事故防止対策については、昨年の3月定例及び本年3月の定例議会一般質問において運転免許証の自主返納に対する助成や特典付与という側面からご質問をいただいた中で町としての考え方を答弁させていただき、免許証の所持、不所持による公平性や一貫性等の諸課題もあり、今後慎重に検討していきたいとの旨は議員もご承知かと存じます。高齢化率が44.8%の本町にあって、高齢者の事故防止対策は議員ご指摘のとおり重要課題の一つであります。高齢ドライバーに対する事故防止策として、先般3月12日施行の道交法の一部改正において75歳以上のドライバーに対する認知機能のチェック体制の強化や認知機能検査結果による高齢者講習の強化、さらには75歳以上ドライバーの違反行為をしたときの臨時認知機能検査の実施など認知機能の低下による事故防止のための制度強化が図られる

こととなったことは、本町の高齢ドライバーの事故抑止として有効なものと考えております。

先ほど議員、町営バスの廃止後の云々ということがございましたが、今全道各地では高齢化社会を背景に病院や買い物など日常生活の足として欠かせないマイカーのかわりになる移動手段の整備が進んでおります。本町においても平成26年度よりお買い物おもてなし事業としてタクシー利用での助成をしており、年々その利用者は増加しており、28年度実績においては年間2,950人、これは1日平均にしますと8.1人の方が利用されていると。これが高齢者の移動における交通事故防止の一助となっているものと考えております。また、運転免許証の自主返納を促すべく、デマンドバス、これ利用者の予約によるバスの運行、定期運行ではございません。これを実施している自治体もありますが、その地理的条件や採算性、さらには既存タクシー会社との調整など、これは一長一短があるようでありまして、今後も当該情報入手に努めてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、今後も関係機関、団体の協力と指導をいただきながら、高齢者の交通事故対策には万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、赤字バスの補助金についてですが、JRはご存じのとおり特急最優先のダイヤで、無人駅の住民のことなどは考えておりません。ですから、バスに頼らざるを得ないのが町民です。特にお年寄りにとっては、バスの存続は大問題となっています。5月10日に報道され、実施も10月からという、こういう国や道にまさに問答無用です。打診もない。こんなむちゃなやり方が通っていいのでしょうか。地域住民の声を十分に聞いて、関係する市や町とも協議をじっくりと慎重に進めるべきではないでしょうか。補助金の引き下げは、自治体と業者が協力して市街地、病院、老人施設や隣町を結ぶきめ細かな路線網づくりの努力をまさに踏みにじるものであります。人口流出を加速させて地域社会の崩壊が進み、政府の言う地方創生にも逆行するのではないのでしょうか。ぜひ努力を前向きに進めていくご答弁をいただければと思います。

次に、農業競争力強化支援法、支援法というようではありますが、この法案には国会の論議を聞いていても与党議員からも異論が出ているのです。そのとおりなのです。農業者や農村地域よりも経済界や規制改革推進会議の意向に沿うような、こういう法律なのです。これは、やはり与党議員からも異論出るのは当たり前です。与党議員すら見抜いているのです、この法律、こんないいかげんなものだ。これに加えて自主自立の協同組合の過剰な介入、本当にひどいものがあります。農業者の自由な営農事業に上から目線で縛りを与える、これが強化法なのです。まさに横暴と言わなければなりません。こんなことを許して、こんな妹背牛の基幹産業、農業を守り発展させることができるのでしょうか。

国営農地再編事業の面工事の終了が近づいてきています。そこで待っているのが事業費200億円を超えた工事費です。農家負担も10アール当たり606万円を超えると。行

政も8億円を超える地元負担が待っているのでしょうか。農家の借金の支払いにめどが立つような、こういう施策が求められると私は考えているのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、未供用路線について伺います。確かに昔は農地だった。民有地です、今の。しかし、町有地であり、未供用路線となっているのです。未整備の解消は、行政の責任だと思います。いきなり舗装道路にせよと言っているわけでもありません。まずは砂利道でもいいではないですか。供用路線にしていくのが先ではないでしょうか。地先の人方にも、農家は道路拡幅には地先は寄附します。ここでもやはり自分の宅地を、また農地を売ると真剣に考えているならば、道路整備にはこれだけ寄附しますよと。してもらえないでしょうかということも促すことも必要ではないでしょうか。町民と全く反対の考えを改めていくことでは、これが必要です。今さら買えないよと、こういういじな考えを見直す勇気も今必要だと思います。高校の跡地、そのまちづくりの展開は目前に迫っていますし、最もよい環境になってきます。そこで、道路がないから住宅も建てられない、こういう真逆の考えは直していくべきだと思います。

そしてまた、この北1条の未供用路線は、近所の町民の方々は有料で耕作させてもらっています。しかし、雑草が生えないように管理してもらっていると、こういうふうを理解すれば、お金取ることが必要でしょうか。明確に今後この未供用路線をどういうふうにするのか、示していくべきだと思います。

介護保険の改正については、私は改定という言葉にこだわっているのです。改正というのは、改めて正す。正しく改めることでしょうか。これ正しく改めることではないのです。ですから、改定なのです。そこで、今回の改定は65歳以降は障がい者福祉サービスの利用は介護保険制度の利用を優先するというのが原則です。介護事業者の指定を受けた施設でサービスを利用した場合、介護保険優先、この原則によって、非課税世帯で福祉のサービスの利用料がかからない高齢障がい者にも一律に負担が課せられることになりはしないだろうかと心配していますが、いかがでしょうか。

2つ目に、介護給付費の新たな負担方式の総報酬割は、ご答弁のとおりこの8月からは納付金のうちの2分の1、さらに19年度、平成31年度からは4分の3、平成32年度からは全面導入、こういう段階的に必ず実施していくとしているのです。国は激変緩和措置をとると言っていますが、この国庫補助額が負担がふえるのは7分の1なのです。全額補助されるわけではないのです。これが総報酬割の実態と言わなければなりません。まさに今回の改正は、国庫補助の削減しかないと思っているのですが、これは私の気のせいなのでしょうか。この2つをお伺いいたします。

次に、暖房費の支援拡充について。課長のほうからは、非常に理解あるご答弁をいただきました。ただ、原油が安くなったから補助できない、助成できないということになってくると、老人の生活状況は変わるわけではないのです。一層厳しくなるわけです。ですから、一層ちゃんと助成、補助をしなければならないというふうに私は思っています。です

から、課長の言うセーフティーネット、今のある要綱、リットル60円以下はしないというこのこの要綱は早く取り払って、少しでも人生の終末まで妹背牛町のお年寄りにまさに町長の言う笑顔あふれる人生を送ってもらおうではありませんか。この程度の予算の予測はできないでしょうか。本当に予算をひねり出すことができないでしょうか。お伺いをいたします。

最後に、高齢者の事故防止対策についてですが、先ほども申しましたとおり交通事故死ゼロが昨日で3, 220日となりました。全ての町民の努力と近隣道民の意識の高さによる結果だと私も思っています。そんな中で免許証の返納は、家族の協力と行政の指導が重要だと思っています。もちろん車を運転する高齢者ご本人の自覚と決意を尊重しなければなりません。しかし、これも程度物です。いずれ私もそういう時代に、遅かれ早かれ来るわけです。そういう点では、町営バスの廃止だけ言っていては、まさにその後の対策を示さないということは片手落ちだと言わなければなりません。非常に難しい面もあるのはよくわかります。しかし、充分、不充分があっても、とにかくそれにかわる手段を講ずるべきだと私は思います。進めながら充実させていくことが重要だと思っています。不幸にして人身事故が起こったとしたら、莫大な補償金が請求されることになってしまいます。そんなことが起きる前に手当てをすることです。老人の自己責任だけを押しつけてもいけません。手をこまねいていてもいけません。ぜひ前進させるべきだと、検討をすべきだというふうに思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、赤字路線の補助でございますが、正式な名前は地域間幹線系統確保維持費と呼ばれておりまして、道と事業者のみの説明であり、自治体への打診や説明はなかったことを申し上げたいと思います。また、国は近年事業者に路線合理化を含む採算性向上のみを求めており、地域の足、生活の足に必要不可欠である地域交通を守るために今後国、道へ訴えていかなければならないと考えておりますし、今月の6月28日開催の空知地方総合開発期成会の第1回目の総会で採択し、7月に入って道、国に要望する予定でありますので、申し添えたいと思います。

また、農業関係の強化支援法につきまして、やはり今必要なのは議員ご指摘のとおり競争力一辺倒でなく、国内生産を維持、発展させるために国、地域の条件に合わせた生産対策や地域の活性化策など農業の実情に合った制度、施策が必要であると思います。また、農業競争力強化支援法の第5条、農業者等の努力の件は農業者の方には納得できない内容ではないかと私も思っているところでございます。生産コストを削減し、農業所得を増大することは全農家の願いでもあります。本法律がこれを実現することができるか、注視しなければならないと考えておりますし、次年度以降10アール当たり7,500円の米の作付にする所得保障と申しますか、お金の廃止をする予定になっておりますけれども、この浮いた金額が果たしてどこへ行くのか、それも上京する際には必ず衆参議院の先生の

ところに行きながら、大規模農業ほどその7, 500円は本当にかまどに響いてくるということで、再三所得保障制度、米価保障制度を訴えていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、あわせて国や道への要望も続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、ちょっと話かわりますけれども、きのう国営農地再編整備事業ということで今年から着手する東神楽町の山本町長をはじめ土地改良区の理事長さんあるいはJAの組合長さんが妹背牛町の暗渠の方式を勉強に来て、来庁して、ぜひ参考にしていきたいと帰られております。妹背牛町も来年から本当にいい田んぼでお米が生産できますけれども、少しでも借金が減るような努力をまた行政としても支援していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ほかは担当より。

○議長（宮崎 博君） 3番目の答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから3番目、町道未整備路線についての再質問についてご答弁申し上げます。

北1条路線については、住宅が建築されることで敷き砂利、素掘り側溝を施行し、供用開始をすることを考えております。交通量や住宅の建築がふえてくることで、舗装等の道路整備を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長

○住民課長（西山 進君） 介護保険法の改定の件でございますが、共生型サービスについては、障がい者が65歳以上になっても従来から障がい福祉サービスとして受けてきたサービスを継続して受けやすくなり、先ほど説明しましたけれども、このことは障がい福祉サービスを介護保険制度に統合するのではないということと高齢者、障がい者、児童などの分野ごとの相談支援機関がそれぞれ直接対象とする方の課題のみならず、それ以外の世帯全体への課題も含めて丸ごと受けとめていく体制づくりであるというふうに考えてございますし、また共生型サービスにあっては障がい者が高齢になってもなれ親しんだサービスを継続的に利用しやすくなる反面、障がい者と要介護者それぞれのニーズに沿ったきめ細やかな対応がどこまで可能かといった課題やそれに伴い福祉、介護の人材育成や人材確保が必要になってくるものと認識しております。

それと、総報酬制の件でございますけれども、これについては大幅な負担増となる健保組合から反発が強く、総報酬制の導入は協会けんぽへの国庫補助の肩がわりを健保組合や共済組合に求めているとの意見があります。これは、健康保険組合連合会長のコメントとなっておりまして、また、今年度より後期高齢者支援金の全面報酬割の導入が決定しており、その上介護納付金の総報酬割が導入されることにより大幅な負担増となっているといった意見が出てございますのも事実でございます。

それと、今回の改正法案の成立に当たって附帯決議が出てございます。6月25日、地

域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、参議院厚生労働委員会から提出されております。主な内容としましては、平成27年からの利用者負担への2割負担への引き上げに関する影響等について分析、評価を行うこと、共生型サービスの実施に当たっては従来障がい者が受けていたサービスの量、質の確保に留意し、関係団体との意見を十分に踏まえて検討、決定するということなどの6項目が提出されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 暖房費の安定した支給についての再質問にご答弁申し上げます。

工藤議員ご指摘のとおり、私自身も高齢者と接する機会が多い中で、やはり冬の暖房費の負担は本当に大きいということを知っておりますので、先ほども申し上げましたように原則的には恒常支給を考えており、要綱も実は当初の要綱は恒常支給ということで単価60円に満たない場合は支給しないという文言はございませんでした。ただ、あるところからもやはり単価安い中で支給するのはどうなのだろうかというご意見も踏まえた中で、この単価が60円に満たない場合は支給しないという文言を追加させていただいているところであります。ただし、高齢者の支援に向けまして安定した支給に向けて担当部局、また財政部局とも協議させていただいた中で、その年に合わせた安定した支給を検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 高齢者の交通事故防止対策についての再質問にご答弁をさせていただきます。

高齢ドライバーの運転操作ミスや漫然運転などによる死亡交通事故が昨今クローズアップされておりまして、けさのニュースでも東京の千代田区でしたか、70代の女性がアクセルとブレーキを間違えて、ただそのドライバー、軽症なのです。軽症なのにクローズアップをされて、高齢者ドライバーというものが最近報道されているという現状にございます。そんな中で、これは事故が続いている中で高齢者については免許の更新を3年でなく1年にすべきですとか、年齢制限をかけるべきという厳しい意見も一部にあります。ただ、地方によっては過疎化に伴って公共交通利用者の減少から、先ほどの質問にもありましたけれども、路線廃止や減便など通院や買い物などへの移動手段が失われ、立地条件によってはどうしてもハンドルを握らなければならないということで、ぎりぎりの体調まで運転せざるを得ない環境にある方もおられるかもしれません。先ほど運転免許証の議員質問は自主返納によつての移動、足の確保ということでございましたが、先ほども答弁をさせていただきましたが、本町といたしましてはその自主返納というものをバックアップするというか、助成ですとか、特典付与は行っておりません。そんな中で、本町の高齢者で何名

の方が自主返納されているのかということは残念ながらちょっと把握はしてございません。高齢者の移動支援、これにつきましては私ども交通事故対策という側面、もう一つは福祉という側面から、前回の定例議会でもご答弁をさせていただいておりますが、両者の側面から今後も支援策について検討してまいりたいということでございます。

それと、先ほどデマンドバスの一例出しましたが、これは自主返納に伴って和寒、剣淵町が今実施をしていると。が、しかしそこにはかなりの課題もあるというようなことで、それらの情報も今後入手に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 1 つは、未供用路線について。今後もこの未供用路線、通り抜けの未供用路線を供用路線にするつもりはないのかどうか。

もう一つは、まちづくり、定住の考えを整えていく考えは、私は町長の腹の底にはあると思いますが、供用路線にしていく考えはないでしょうか。率直に町長にもお伺いいたします。

最後に、赤字路線の補助について。5月31日にも新聞報道があつて、ここには「赤字バス補助減額撤回」という見出しでした。このときは、ほう、さすがだなと、反対がこんなに大きかったのかというふうに受けとめますが、しかしよく見ていると、これにだまされてはいけない。減額方針を見送るかわりに事業者には運行形態の見直しや路線の合理化などを求めているのです、ちゃんと。成果がもし見られない場合は、課長の答弁にもあったとおり再び減額の話が浮上する可能性もあるというふうに言っているのです。道のバス協会は、この報道を見て、訴えが認められた、地方の交通を守るために生産性向上に真摯に取り組むと言っていますが、しかしその一方で関係する市町村にそのしわ寄せがあるということを素直に考えなければならぬというふうに私は思います。率直に私は、素直に考えられると思っています。これでは本当の解決は得られません。関係自治体の意見交換もなまに進む、こういう方式は改めてもらって、関係自治体が泣き寝入りするということはないようにぜひすべきだと思います。そのためにしっかりと議論して、路線確保と適正な費用負担に取り組むべきだと思いますが、そのお考えを聞いて質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 未整備路線について私の考えを申し上げたいと思います。

この答弁につきましては、一番最後の広田議員さんの答弁とも少しダブりますけれども、先に言わせていただきたいと思います。もちろんまちづくりの一環として取り組んでいます空き家、空き地対策を推進していく中、商工会とも連携しながら旧バスターミナル、高校跡地を含め、町の北1条路線も含めた中で老人保健施設りぶれ及び診療所まで町並みを切らさない景観をつくらなければならないと考えております。将来的には、温泉や公園で人が集い、帰りに町の中に立ち寄って買い物、飲食、散歩ができるような町並みをつくる

ように今考えているところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 1問目の答弁。

○町長（寺崎一郎君） バス路線につきましては、JRとはまた別に住民の足ということで、いつだかの新聞に載っていますけれども、廃止、廃止を反対するでなく、そんなこと言うよりも一回でも多くJRやバスに乗ってくれという意見も出ていました。そういう考えもありますけれども、何とか地域の足ということで守っていきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をとります。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 質問通告に従い、質問させていただきます。

1番目に、町施設について。妹背牛町案内図及び土地改良センター裏の遊具についてお伺いします。妹背牛駅前には、妹背牛町案内図があります。近年妹背牛駅に町外の方々が多く訪れるようになり、案内図を見えています。しかし、案内図には現在存在しない施設、妹背牛高等学校、幼稚園等が表記され、うらら公園、パークゴルフ場、カーリングホール等は記載されていません。妹背牛町のPRのためにも変更すべきと思いますが、お伺いいたします。

2つ目に、妹背牛町土地改良センター裏地には遊具があり、フェンスの柱も傾いています。使用されていないと思いますが、今後の利用と遊具等をどうするのかお伺いいたします。

2番目に、ペペル温泉について。利用者のモラルについてお伺いいたします。温泉施設は、利用者がくつろげる場所であると思いますが、洗い場の場所とり等があるそうでございます。館内放送を行っていますが、なくならず、不快感を持つ利用者もおります。利用者のモラルの低下は、施設の評判も低下します。実態をお伺いしたいと思います。

3番目に、町職員の定住について。町職員の町外移住、新規採用者の町外通勤についてお伺いいたします。人口減少により町がなくなることから、地方創生の取り組みが行われ3年になりますが、本町の人口減少には歯どめがかからない状態の中、特に地域に溶け込むべき町職員が町外に移住する傾向、また新規採用者が町外から通勤することがある。近郊の町では、新規採用者は私の聞いた中では全員町に住んでいますが、本町ではどのよう

なことで町外からの通勤を認めているのかお伺いたします。

以上、再質問を保留にしまして質問にいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） 私から妹背牛町案内図について答弁させていただきます。

妹背牛駅前案内図についてでございますが、現在設置しています案内図は平成7年に駅前広場整備事業でもともと駅舎前に設置してございました案内図を当時最新の状況として書きかえ、移設したものでございます。議員ご指摘のとおり、移設、書きかえをして既に21年を経過する中で、現状と合っていないのは確かでございます。今後の中で予算措置、またデザイン等を検討し、変更に向け協議することを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから土地改良センター裏の遊具の利用についてご答弁させていただきます。

議員ご質問の土地改良センター裏の遊具につきましては、平成13年度に現センターに学童保育が開設されたことに伴いまして設置された遊具でございます。平成21年度に学童保育が小学校へ移動されてからはそのままの状態になっており、しばらくは近くの子供たちが使用していたこともあると聞いておりますが、現在はそのような状況ではなく、議員のご指摘のとおりフェンスや遊具等も古くなっておりますので、事故防止のために撤去させていただきたく考えております。今後撤去に伴う予算を措置させていただき、早急に対応させていただきますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうからペペル温泉の利用者のモラルについての件についてご答弁を申し上げたいと思います。

ご指摘の浴場洗い場の場所とりにつきましては、以前から町外の利用者の方々からも苦情として温泉に寄せられておりました。施設を運営いたします振興公社としては、利用者が集中する時間帯では館内放送等を通じできる限り利用マナーを守るよう周知しておりますが、なかなか改善されない現状だというふうに聞いております。また、清掃業者の方もご協力をいただき、洗い場の点検等を行っていただいておりますが、依然として行き届いた状況にはなっていないということでございますので、引き続き状況が改善されるよう温泉スタッフのほうに指導、伝達してまいりたいと思いますので、よろしくご理解ほどをお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうからは3番目の町職員の定住についてご答弁させていただきます。

現段階における本町の正職員の町外居住状況につきましては、深川市が8名、旭川市が

1名、新十津川町が1名の計10名でございます。これは、職員総数64名の15.6%に当たっております。議員ご指摘の近隣町等ではないというようなお話でしたが、私どもの確認ではそれぞれ1名ないし2名の町外居住者がおられると聞いております。

さて、これら10名の町外居住職員においては、うち5名は結婚を機にそれぞれ配偶者の仕事や家庭事情により、これは移住といえますか、町外転出を余儀なくされたものであり、特別なことがない限り今後も町内居住は望めないものと思われまます。また、平成23年度よりこれまで13名の職員を新規採用してきた中で、3名の職員が議員ご指摘のとおり深川市の実家から通勤しておりますが、いずれの職員についても二次面接試験での本町居住への意思確認もされているとともに、地域の奉仕者としての町内居住について私ども人事担当部局はもとより配属部署担当課長等からも促していきたいと考えております。残る男性職員2名につきましても、地域の奉仕者として、また災害緊急時の出勤や町長が協働のまちづくりを提唱している中であっては、公務員としての意識を高く持っていただき、よほどの事情がない限りは立場を自覚した中での町内居住に向けた行動をとっていただきたいと考えておりますし、私どもとしては今後も町内居住を促していきたいと考えております。

本居住関係につきましては、憲法の第22条で何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するとされておりますが、地方公務員法によるサービスの根本基準においては全ての職員は、先ほどから申し上げますとおり全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとなっております。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが憲法に規定する公共の福祉と解するものであるならば、私ども地方公務員は居住の自由は有しないものとなりますが、この辺の解釈が憲法に抵触する云々で各自治体の採用試験における居住条件の有無という温度差が生じているものと考えております。いずれにいたしましても、公務員は奉仕者であり、災害などの緊急時には自己やプライベートよりも公務を優先しなければならないと考えておりますし、議員ご指摘のとおり人口減少に歯どめがかかっていない現状にあって、特別の事情がない限りは一人でも人口をふやすべく、町職員はやはり本町に住民票を置くべきであることを申し述べまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1番目の妹背牛町土地改良センターの遊具でございますが、今課長の説明で撤去するというお話をいただきました。それで、その間、あそこはやはり施設も古うございまして、子供さんもたまに遊んでいるのを見ますので、あのまま放置しておくということはちょっと危険かなと思います。それで、それを使わないなら、やはり何かの処置をしないと、けがをなされて、それからでは遅いと思いますので、その辺の処置をどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それと、町職員の定住についてですが、今課長のほうからご丁寧な答弁がございましたが、他の町では1名程度と。本町におきましては、結婚を含めて10名というお答えでございますが、なぜ同じ役場なのに、採用条件にはできないというご答弁でございますが、他町の職員は実質的に町内に住んでいて、本町の採用者はそのような考えがなく町外より通勤しているということで理解してよろしいのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

以上、再々質問を留保して質問にします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 議員の再質問についてご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、撤去までの期間、事故のないように土地改良センターの一部道具もそこに放置されていると聞いておりますので、その辺も含めた中でロープ等を張るなり、看板を立てた中で早急に対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 石井議員の再質問についてご答弁申し上げます。

採用試験も絡めてご答弁させていただきます。議員ご指摘の本町ではどのようなことで町外からの通勤を認めているのかにつきましては、先ほどの答弁にもあったように憲法に規定する公共の福祉に反しない限り居住の自由を有するとある以上、これを許可、不許可とすることはできない現実があります。しかし、採用時の二次面接試験においては本町に居住いただけますかのお願いは必ずしておりますし、これが合否の判断基準の一つでもあります。ですから、今採用になっている職員は居住できるとの受け答えがありました。ただ、その後の諸事情により不本意ながら現行においては深川市の実家から通勤しているのが実態であります。居住の自由は、もちろん公務員にもありますが、先ほどから申し上げておりますとおり公務員である以上は業務につく義務があります。ライフステージのさまざまな場面においてどうしても町内に居住できない事情が生じることもあろうかと思えます。しかし、協働のまちづくりの相手方でもあり、雇用主とも言える町民からは、税金をはじめ人口減少、災害時の緊急対応などから職員は町内に住むべきという声、もっと言えば町職員である前に職員は町民の一員でなければならないといった声も多くあることも事実であります。また、わずかでも人口や税金、地域経済に貢献し、通勤手当等の経費も抑えられるといったことから、町民感情は権利云々とは別にあると認識をしているところであります。試験の募集要領は、各自体がさまざまであり、もちろん採用後の地元居住についての条件を明記しているところもあります。また、各市町村には職員の服務規程があり、その中で公共の福祉のための地元居住を憲法に抵触しない形で規定しているところも多く見受けられますので、今後これら自治体を参考といいますか、研究をさせていただくとともに、当然ではありますが、現行町外居住の職員に対しては地元居住を粘り強く促してい

きますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4 番議員、石井喜久男君。

○4 番（石井喜久男君） 町職員の定住について、これは町長にお聞きしたいと思います。

本町では、定住、移住対策、また妊娠時の診察通院補助から高校生までの医療の補助など行っていますが、職員がみずから本町に住むことで共通の認識を持つこと、課題を知り、対応し、町長の執行方針であります「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」、みんなで支え合う福祉と協働のまちづくりと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 石井議員の再々質問に答弁をしたいと思います。

まず、私になってから先ほど課長答弁のとおり女性3人が深川のほうから通勤されておりますし、面接のときには妹背牛に住んでいただけますかということで確認して採用をしているところでございます。そんな中、職員の地元居住に対する今後の対応といたしますか、対策についてですが、1点目として近年住所要件を受験資格とする自治体が散見される中において、採用後の住所を要件とするかどうかであります。2つ目といたしましては、職員の服務規程に町内居住もしくは町外居住の任命権者の許可といったことを明記するかであります。これらを採用あるいは規定するかについては、先進の自治体を研究させていただき、前向きに検討したいと考えておりますし、地域の奉仕者である本町職員が町民の福祉のため、町内に居住することは当たり前であることとの自覚とその義務についての意識をさらに高めるべく、粘り強く指導をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で4 番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、2 番議員、佐田恵治君。

○2 番（佐田恵治君） （登壇） 通告に基づき、質問いたします。

きょうの北海道新聞で、また他の新聞でも今の政権に対する各種の世論調査が発表されました。支持率が急落し、不支持がふえているという結果であります、今の政権に対して。昨日安倍首相は、国会終わった後の記者会見を行いました。加計学園問題や森友学園問題、また共謀罪に対する釈明と、その中で見逃せないのは憲法についてのことも話されております。国の基本である日本国憲法、これを基本にしてさまざまな法律がつけられ、法治国家社会の仕組み、また町民の暮らし、生活を守られていると思っております。この点で町長のお考えを伺いたいと思います。

1点目について、ご存じだと思うのですが、憲法99条についてどのようにお考えかをまず伺いたいと思います。憲法99条には、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと記されています。この点から、町長も我々議員も含めて公的仕事につく者が法治国家日本の中で地方行政を担う者としてこの憲法を厳格に尊重し、守らなければならないと考えていますが、この点で町長

の考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目には、皆さんもご存じだと思うのですが、5月3日、憲法記念日に憲法改正に前向きな集会に安倍首相はビデオメッセージで憲法9条、ご存じのように第2章の戦争の放棄、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動による戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないと記されています。また、日本国憲法前文の一節で、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した、このように記されています。その上で、憲法9条に安倍首相は自衛隊の存在を加えるということも含め、2022年に新しい憲法の施行を表明しました。多くの憲法学者などから、憲法9条の中身を実質的に骨抜きにする極めて危険な考えだという強い批判の声が出されています。また、自民党内部からも自民党の憲法改正案と整合性がないなどの意見が出されています。

本町でも6月15日、173名の戦没者の追悼式が行われました。本当に心からご冥福をお祈りしたいと思います。どんなにかふるさと妹背牛にと思いをはせたことでしょう。もう二度とこのようなことがないように、また式での町長の挨拶の中でも平和の大切さが話されました。改めて憲法を変える動きについて、町民の暮らしと安全を守る立場から町長の考えを示していただきたいと思います。

2点目に、ペペル温泉清掃業務にかかわる人の労働環境についてお伺いいたします。ペペル温泉利用時に清掃業務をなさっている方々から、休憩室の話がありました。実際にその休憩室を見せていただきました。2階に上がる階段の物置のような奥のようなどころがありました。休憩室と言えるような場所ではないのではないかと感じました。皆さんもご存じのように、労働法の労働安全衛生法では職場はそこで過ごす場所である以上安全かつ健康的でなければならないと記されています。公的な温泉とも言える温泉ペペルのこの施設とも言える場所で、労働安全衛生法から見て考えなければいけないのではないかという状況にあると思います。ぜひ休憩室の改善をすべきではないでしょうか。この点で考えをお伺いしたいと思います。

また、サウナのタオルを洗濯し、ボイラー室で乾燥させているとお聞きしていました。これも何か消防署員の立入検査のときには、そこに干さないでくださいと、そう指導されているとも言われています。この点で消防法に違反するのではないのでしょうか。乾燥機の導入を考えるべきではないかと思います。この点でのお考えを示していただきたいと思います。

3点目について、まず通告の誤りについて訂正させていただきます。道道47号線であります。通告には475と書かれていますが、5を号に変えていただいて質問したいと思います。

道道47号線の歩道の改修についてであります。JR函館線の跨線橋から、特に稲田線から深川までの跨線橋、この間に凹凸があり、大変危険との町民の方々からの声があります。深川の高校や、また自転車で深川にお買い物に行かれる方々から、あそこの交通量が多くてどうしても歩道を自転車で、また歩いていく。そのときに非常に凹凸があり、危険で車道に出ざるを得ないというお話がありました。管轄は、空知総合振興局の札幌建設管理部深川出張所であると思います。施設管理室とのことを聞きまして、主査との細かなお話もさせていただきました。町としても強くこの改修を求めることを要請することが大事ではないでしょうか。この点での考えをお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、高齢者の移動の支援についてであります。高齢者の交通事故防止、免許証返納、これから多くなることから、町の支援を改めて強く求めていきたいと思っております。過日山田洋次監督の「家族はつらいよ2」を見ました。これは、今社会的に問題になっている高齢者の免許返上の問題が描かれた映画でした。現在町としてお買い物おもてなし事業ということで、モスピーカード加盟店での利用した場合の助成があります。26年度は353件、10万5,900円と。27年度は1,756件、52万6,800円と。28年度は2,950件で88万5,000円が助成されているということもお聞きしています。利用率も年々ふえているということで、大変評価ができるものであります。

過日町民の方から、4月15日、北空知新聞の1面の記事で隣町、秩父別町の取り組みが載りました。この町民の方は、妹背牛町のモスピーカードもお買い物おもてなし事業もあるけれども、参考にできる点があるのではないかというお話を受け、秩父別町に参り、担当者の方と細かくお話を伺ってまいりました。秩父別町では、この間取り組まれてきましたが、対象拡大、最大9割助成、外出を促し、認知症防止、免許証自主返納をしやすい環境づくりという施策で取り組んでいるそうです。高齢者の移動の足を確保、この選択肢をふやすことで買い物難民化を防ぎ、家に閉じこもりがちなお年寄りの外出を促すことで認知症予防や将来の介護、医療費抑制も視野に置いているとのお話でした。中身は、60歳以上、免許ある、ないかかわらず、年48枚の助成券を発行しているそうです。我が町でもお買い物おもてなし事業の拡大、拡充をぜひ隣町、秩父別や他の町村の取り組みを参考に、利用者が、高齢者が本当に安心して住めるまちづくりのため、改善してはどうでしょうかという点で考えをお聞きしたいと思っております。

再質問を留保して1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

佐田恵治君への答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 佐田議員さんの憲法に関連する答弁を申し上げたいと思います。

憲法解釈は、なかなか難しいところもありますが、憲法第99条についてと2番目の安倍総理の改憲発言について私の考えを簡潔に申し上げたいと思います。まず、1つ目ですが、第99条には憲法尊重擁護義務が規定されております。すなわち、国家機関等に従事する公務員等に対し、憲法の目的が十分に達成されるよう憲法尊重擁護義務という政治的、道徳的な義務を課しているものであります。本条には、国民が記載されていませんが、国民は憲法制定の主体である以上、当然のことながら国民も憲法を尊重し、擁護する立場にあるものと考えるところであります。身近なところで申し上げますと、議員もご承知かと思いますが、本町には職員の服務の宣誓に関する条例が制定されております。当該条例は、新たな職員になった者は宣誓書に署名し、任命権者の前で宣誓してからでなければその職務を行ってはならないことと規定されております。宣誓文の書き出しですが、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、養護することを固く誓います。まさしく憲法第99条の憲法尊重擁護義務を宣誓し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行していくことを誓うものであります。第99条の憲法尊重擁護義務の規定のもと、国会議員や国務大臣あるいは公務員などが憲法改正を唱えることができないかについては、憲法第96条に憲法改正が明確に規定されており、改正議論し、活動することは何ら問題はないと考えておりますが、ただ憲法の根本原則を変えてしまうような改憲論や現憲法を無効、破棄として自主憲法を制定するといったことは、私個人的に憲法批判に当たるのではないかと思います。

また、2番目の5月3日の憲法記念日に美しい日本の憲法をつくる国民の会のイベントに寄せられたビデオメッセージでの安倍総理の改憲発言についてですが、実際に私はそのテレビを見ているわけではありませんが、その後のテレビやニュースや新聞報道からしかお答えできませんが、大まかに内容は3点だったと思います。1つが改正憲法の施行目標を東京オリンピック、パラリンピック開催の2020年とすることと2つ目が戦争放棄の9条は維持し、自衛隊に関する条項を追加すること、3つ目に高等教育までの教育無償化も改憲の優先事項とすることであったものと認識をしております。そこで、議員ご指摘の第9条に係る改憲発言に対する私の考えということですが、ご質問の第9条の第3項に自衛隊を明記するといったことは、さらには施行目標を2020年といった期限の発言については、改憲、護憲とそれぞれの立場の考え方により世論の賛否もさまざまだと思います。私の立場としても、この地方議会の場で首相の改憲発言に対し云々ということは差し控えたいと思いますが、ただ憲法改正は憲法第96条の規定により憲法改正原案の発議から始まり、最初の国民投票までには国会での十分な審議はもとより、何といても国民的議論を尽くしていなければならず、このことからしましても今後も時間を要し、慎重かつ十分に審議を重ねていかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、議員からの通告書にあります町民の暮らしと生活を守る立場の町長とありますが、この部分については昨年の9月の定例議会でも答弁させていただき

ましたが、町民の暮らしと生活を守り、そして安全で安心なまちづくりを進めるということは言うまでもなく私たちに課せられた使命であり、今後も不変のものであります。しかし、憲法改正の原案すらできていない状況に当たって、改憲から町民をどう守るのかというのは少々今の段階では考えを示しようがないと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとは係から。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうからペペル温泉についての温泉施設の改善について答弁を申し上げたいと思います。

労働安全衛生法あるいは消防法の面からのご指摘と受けとめておりますけれども、当温泉施設は建設当時現在の状況を想定した施設設備ではありませんでしたので、清掃業務にかかわる職員の休憩室の整備、さらには洗濯乾燥機のスペース不足といった課題が生じ、やむなく階下の物置ですとか、あるいはボイラー室を利用して現在に至っております。また、温泉の収支が思わしくない時期もございましたので、特に洗濯乾燥機の導入についても相当な費用を要するということから、費用の面で整備をこれまで見送ってきたところがございます。委託業者の方からは、今年に入って再度改善の要望が提案されております。施設の設備を安全かつ適正に管理していく立場からも、速やかに改善できるように現場スタッフと検討作業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから道道47号線、道道深川雨竜線の歩道の改修についてご答弁申し上げます。

平成の初めのころより道道深川雨竜線、町道3号線から道道増毛稲田線の交差点であります。片側2車線化を要望してきております。また、平成22年からは歩道整備もあわせて要望しております。しかし、交通量や費用対効果の面で事業採択が難しいとの北海道札幌建設管理部からの回答となっているのが現状であります。しかし、今後も各種機会を捉えて北海道に要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから高齢者の移動の支援についてご答弁申し上げます。

高齢者が生活していく上で、ご指摘のとおり買い物や通院等の移動は今後ますます需要がふえ、大きな課題であると認識してございます。本町におきましては、平成12年より介護予防・地域支え合い事業の中で外出支援サービスを展開しておりますが、この事業はその利用者ご本人の身体状況や認知、判断能力において公共の交通機関を利用して自力で目的地まで移動が困難な方に対してその方の居宅より町内、町外の目的地までの送迎を行っております。現在は、遠くは旭川、砂川をはじめとする医療機関への移動支援が主にな

っておりますが、中には保健所での家族会への参加や役場への申請手続で利用された方もいらっしゃいます。今後は、買い物や行事、イベント等への参加も視野に入れる必要性を感じております。

議員ご質問の秩父別町で実施されております町内におけるタクシー助成ですが、高齢者の生活支援の一つとして買い物、通院等の移動手段につながっているかもしれませんし、交通事故防止にもなっているかもしれません。本町といたしましては、その方がどういう状態で移動が困難なのか、また必要なのかをしっかりと把握する必要性を感じております。実際ご本人、ご家族からの外出移動支援の相談もふえてきておりますし、認知症により車の運転を諦めざるを得ないというケースを聞いております。移動支援が必要な方の状況をしっかりと把握した中で、本町の外出支援サービスの対象者として支援していくことは福祉サイドからも検討していただけるのではないかと考えております。

また、議員からもお話がありましたし、午前中の総務課長の答弁にもありました、本町では平成26年度より商工会で行っています町内におけるお買い物おもてなし事業のタクシー助成の利用もふえてきております。商工会とも連携させていただき、その方の利用状況を確認して高齢者の生活支援、交通事故防止に努めていかなければならないと考えております。そのほか買い物支援や受診等の外出支援介助につきましても、現在社会福祉協議会で展開されています生活支援サポーター事業とも連携した中で、高齢者が地域で安心して生活できるよう支援していかなければならないと認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目の憲法についての町長のお考えをお聞きしました。私は、日本国憲法が本当に隅々完全に実施されると、これが一番社会のあり方、日本のあり方で大事ではないかと。町長もその立場で日本国憲法が町民隅々まで生かされる町政に取り組んでいただきたい。その点での考えを示していただきたい。かつて京都で蜷川府知事がいたときに、憲法が生きる京都府ということで本当に大きな実績を上げました。そういう立場で町政を遂行していただきたいという点での考えをお聞かせ願いたいと思います。

あと、2点目のペペルの改善の問題。現場スタッフとよく考えて取り組んでいただきたい。ぜひこの立場を貫いていただきたいと思います。そして、公的とも言えるペペル温泉でさまざまな法に触れるような、やっぱりそういう状況があるということは、これは本当に大変なことだと思います。この点で早急に、この点だけではなくて、また現場の声を充分お聞きして改善できるものは改善していくという点での考えを示していただきたい。

あと、道道47号線の問題については、答弁ではなかなか困難だというお話だということをお聞きしましたが、過日担当主査との話ではかなり前向きな返事をいただきました。ぜひ再度建設管理部に要請していただきたい。この点での考えをお聞きしたいと思います。

あと、高齢者の移動の支援の問題で、率直に言って私もいろんな、今老人クラブの役員やっているのですが、こういうことを知らない人がいっぱいいるのです。前回の質問のときもお話ししたのですが、これはやっぱり町民にわかりやすく周知徹底することが大事ではないかと感じています。そういうことあるのかという返事が返ってきます。この点も含めてモスピーカード、いわゆる買い物事業ですか、先ほどお話ししたように年々ふえているし、利用率も上がっているという点で好ましいことなのですが、もっと利用しやすくしていく。これモスピーカード会員店でなければだめなのですよ。それで、ほかにも利用できるというふうにはできないものかという点で考えを示していただきたいと思います。町長、よろしく願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 憲法に関連する答弁をしたいと思います。

いずれにしても、憲法改正が今後どのような方向に進んでいくかわかりませんが、議員ご指摘のとおり憲法の3大基本原則である主権在民、選挙によって国会議員を選ぶ、あるいは基本的人権の尊重、最低限人間として生活をしていく保障、そして平和主義、これは日本が戦争を経験しております。戦争放棄です。この3本柱は決して損なわれてはならないという私の考えを申し上げまして、答弁としたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから温泉施設の再質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

ご指摘の休憩室等も含めまして、改善の時期については予算上の課題もございますので、いましばらく猶予をいただきたいとは思いますが、この休憩室に関しましては現場のスタッフと概略打ち合わせした中では早急にできるようなことを伺っておりますので、できる限り早く取り組みたいと思います。

またあと、洗濯乾燥機につきましては、ちょっと設備を改修しなければいけないとか、あとは施設の大型化ということもございますので、これらについても時間的余裕をいただければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから再質問について答弁させていただきます。

北海道札幌建設管理部深川出張所のほうの担当の方と、また要望はしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 議員の再質問に対し、答弁させていただきます。

いろいろな外出支援に関するサービスがありますが、確かにそれがきちんと住民に周知されていないことにつきましては、今後利用しやすいような住民周知をさせていただきた

く考えております。

商工会のおもてなし事業のタクシー事業につきましては、商店加盟の活性化と地域活性化がまずはメインという形の中でスタートしていると私聞いておりますので、その辺の拡大につきましては福祉の担当の立場としては担当部局と調整した中で、また商工会とも調整した中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

今定例会におきましては、寺崎町政における施策の核とその検証についてお伺いをいたします。さて、寺崎町長、2期目の任期も残すところ6カ月余りとなりました。次期改選時には正式に立候補の表明もされております。また、第1回定例会におきましては平成29年度町政執行方針について言及もされております。その第4章、協働による自主・自立のまちづくりの中で、妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、移住定住支援事業、子育て支援事業など施策を継続するほか、医療、福祉、教育など多岐にわたる分野において地域の元気づくりに向けた諸施策を着実に積み重ね、「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」、みんなで支え合う福祉と協働のまちづくりを目指し、町民とともに諸施策を実現し、町の活力を見出すため努めてまいりますと述べられております。町のトップリーダーとして、目標と現実を検証し、必要な手だてを講ずることが常に求められる立場と考えております。これらのことを踏まえた上で、次のことについてお伺いをいたします。

1点目、寺崎町政ではさまざまな施策が実施をされております。福祉、医療、子育て支援、移住、定住支援など、これらの事業につきましては検証されていることと思っておりますけれども、平成28年度の検証結果についてお伺いをいたします。また、事業の存廃についてはどのようなプロセスで決定されているのかもお伺いをいたします。

2点目、平成29年予算査定の際、財政上の問題で実施を見送った新規事業があるのか、あるとすればどのような事業であったかを差し支えなければ申し述べていただきたいと思っております。

3点目、今後のまちづくりを考えたとき、現在この役場を中心としたペペル温泉、カーリングホールがあるような地区、また診療所、りぶれ、直売所などがある地区、いずれも町内では人の流れが多い地区でございます。しかし、一方では道道47号、深川雨竜線、かつてのメインストリートである地区の疲弊が目立っております。今後なお一層の空洞化が進むおそれがあると考えております。まちづくりを進める上でこの地区の果たす役割、また思い描いていることがあれば町長の考えをお伺ひいたしたいと思っております。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） それでは、私のほうから答弁をしたいと思います。

まず、1番目の福祉、医療、子育て支援等に関する質問でございますが、平成28年度の検証といいますか、実態を調べてみました。福祉灯油をはじめ、高齢者の水道助成あるいは配食サービス、除雪サービス、外出支援ということで、単費で約800万ほど計上させていただいております。また、医療費全額助成ということで、ゼロ歳児から高校、18歳まで計550万円の単費を出費しております。また、子育て支援、水道助成、妊婦健診、出産育児、高校通学、学校給食費半額助成など子育て支援につきましては計868万円の単費を助成しております、横ばいから微増ということで、特に学校給食費半額助成におきましては給食費の未納世帯がゼロになったということで、子育て世代からの感謝の声が大きいと聞いておりますし、それにあわせまして保育料の2人目半額、3人目無料まで入れますと約300万ほど追加になっております、2,500万を超える単費でそういう福祉、医療、子育て支援をしているところでございます。

また、このような存廃のプロセスでございますが、もちろん私の施策もありますが、町政懇談会等の質問、要望もありますし、各種団体、例えば商工会関係ですと商工会青年部、女性部、あるいは街頭放送など5つぐらいの総会がありますし、1区町内会長の新旧の会合、あるいは老人クラブ、あるいは文化連盟、体育協会などの総会にできる限り出席をし、総会の後懇親会で各団体の声を聞いておりますし、もちろん各定例会での一般質問もまちづくりを含めた町民の声と受けとめております。また、第8次妹背牛町総合振興計画と照らし合わせ、早急な事業には前倒しも含め、緊急的なものには予算措置を講じております。また、医療の存続、廃止に当たっては、事業の効果を検証する一方、できる限り多くの町民の声を大切にしながら、議会の行財政等調査特別委員会の意見も踏まえ、事業の決定に及んでおり、今後もそうした姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

また、29年度財政上の問題で実施できなかった新規事業が存在するのかということでございますが、平成29年度当初予算要求額につきましては、普通交付税などを中心とした歳入見込み額が35億1,400万に対し、各課からの歳出要求額は総額で38億2,400万円となり、3億1,000万円の歳出超過という状況から予算編成をスタートいたしました。収入確保、経常経費の削減は無論のこと、町道改修、舗装、橋梁補修など要望箇所の精査、または公共施設のLED化は年次計画を立てて単年度の事業費の縮減を図るなど緊急性の高い事業を優先し、予算査定を行っております。そのような意味で申し上げますと、当然単年度の財政収支上の関係で実施できない、また先送りしている事業はございますが、優先順位の高い公営住宅建設など事業計画に沿っている点や特目基金を含む基金残高は現在12億1,000万円となり、これは平成21年、私が就任時との比較で6億3,000万ほど増加していることから効果的な財政運営が行えていると考えております。

また、29年度に廃止した事業の中には、公用車車庫整備工事、役場庁舎LED照明改修工事、温泉送迎車購入費、庁舎非常用バッテリー改修工事、芽生川管理道路棟上げ工事、

町道北3条線道路改良舗装工事、町道山一線道路附属物撤去工事、町道川一線補修修繕工事、橋梁補修工事、小学校情報教育ICTの備品購入費、中学校施設等修繕料、総合体育館折り畳み式バスケットゴール装置購入費などを先送りとして見送っておりまして、全体で約1億5,000万円ほどカットをしているところでございます。

3番目、道道47号線でございますけれども、一部工藤議員さんの答弁と重なりますけれども、現在商工会からの協力のもと、商店街の緑化運動として歩花灯の設置、あるいは花壇整備、人の往来、商店街の活性化を図るための遊歩市、かかしコンクール、収穫感謝祭、盆踊りなどを実施し、少しでも多くの方が往来しやすくなることを行っております。また、空き家対策の一環として、Aコープ跡地をわかち愛ひろばとして多くの町民が気軽に寄り合える居場所として定着をしてくれているところでございます。まちづくりの一環としても取り組んでいる空き家、空き地対策を推進していく中で、商工会とも連携し、旧バスターミナル、高校跡地も含め、老人保健施設りふれ及び診療所まで町並みを切らさない景観をつくり出さなければならないと考えております。先ほども申しましたが、温泉、公園で人が集い、帰りに町の中に立ち寄って買い物、飲食、散策ができるような町並みができればと考えております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長のほうから答弁をいただきました。私も二、三日前近隣の町のホームページで財政状況を改めて確認をさせていただきました。前からお聞きしていますとおり、近隣の町の中では妹背牛町、決して財政状況がいいとは言えない状況だということは充分理解しております。そんな中、29年度予算査定の中では各課から当初予算より3億1,000万ほど超過した事業が上がってきているというお話でございました。また、今妹背牛町で行われている事業につきましては、町長お話しのようにある程度実績も私も感じているところでございます。

そこで、再質問でございますけれども、このところ田植え作業も忙しくてなかなか私も新聞を読む時間もとれない状況でありましたけれども、なるべく朝刊だけは読むようにしておりまして、見出しだけしか読んでいないときもあるのですけれども、近隣の町がこのところメディアで取り上げられる機会が多く感じられて大変気になっているところでございます。沼田においては、ご案内のとおりアベノミクス成果のモデルケースとして、沼田町農村型コンパクトエコタウン構想が全国135地域の中から33地域の一つとして選ばれております。たしかこれは5月の28日か、29日だったと思います。また、秩父別については、これまたご案内のとおりちっくるの開設、また町としてバラ園を運営されておりますから、全国ばらサミットへの参加というような、メディアが報じておりました。また、北竜町では日清オイリオグループとコラボレーションによります、ヒマワリユではなくてアブラだそうです。燦燦ひまわり油の商品化、これにつきましても札幌のポールスタ

一でしたか、あそこで商品の発表会がされたそうでございますけれども、大勢の人が集まって大変盛大にされたそうでございます。いずれにしても、これらのことにつきましてはそれにとどまらず、多方面への派生が大いに期待される事業だと考えております。

とはいえ、本町においてもGPSを使ったIT農業先進地域として全道的にも認知されるようになりました。しかし、本町で実施されております各種事業につきましては、これは批判をするわけではありませんけれども、内向きの事業が多く感じられます。他町村と比べまして事業の内容にそれほど差異が余りないような状況に感じられます。どちらかといいますと、寺崎町政は外向きな事業が少なく、おとなしい町政運営ではないかと思われまます。ある意味では、堅実な行政運営といったことも言えるのではないかなと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、決してよい財政状況とは言えない中でもこれから国営事業費の償還など重い荷物を背負っているわけでございますけれども、そのことによって町政が必要以上に萎縮することはないと考えてございます。財政状況も勘案しながら、外向きの事業にも着手していく必要があると考えます。新規事業を着手するに当たっては、その環境、またタイミングにも大きく左右されると思います。平時からまちづくり、町の活性化に対する触覚をさらに研ぎ澄まして、少しの動きも見逃さないトップリーダーであってほしいと考えてございます。財政の健全化を図りながら魅力のあるまちづくりを進めることは簡単なことではありませんけれども、このことはどなたが町長さんになっても避けて通れないことは必定でございます。町長の任期を6カ月余り残した現段階でありますけれども、寺崎町政における核と検証について次のことをお尋ねします。

1点目、平成29年度町政執行方針で「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」、みんなで支え合う福祉と協働のまちづくりを目指し、町民とともに諸施策を実現すると述べられておりました。町民とともに諸施策を実現するためには、何が一番必要だと考えておりますか。

2点目、第1回定例会一般質問に対する答弁の中で、11月の町長選挙について言及されております。その際、町には多くの課題が残っていると述べられております。町長が考えておられる課題とは、一体どのようなことでございましょうか。

3点目、2期8年、寺崎町政におけるまちづくりの核とは一体何でしょうか。「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」のフレーズが町民に本当に浸透しているとお考えでしょうか。また、このことが現時点で実現できたとお考えでしょうか、それとも道半ばとお考えでしょうか。2期8年の総括とともに伺いをいたしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、町民とともに施策を実現すると述べて町民とともに施策の何が必要かということに対してでは、まずこれから20年、30年は出生率が多少上昇しても日本全体の人口減少は避けては通れません。確実に進みます。それは、子供を産む世代の人口が既にもう決

まっているからでありまして、将来の社会の仕組みを維持していくためには、人口が減ると困る、何とか食い止めようではなく、人口減少の中で皆が幸せになる、町民が幸せになる持続可能な仕組みに変えていくことが必要と考えておりまして、何をやり、何をやめるのか適切に判断する必要がある、こうした方向性をしっかりと地域住民、町民への提起する勇気と町民の合意形成をつくり出すことが求められると私は考えております。徹底して町民と向き合い、地域の人たちがみずからの頭で考え、創意工夫し、みずからの責任で決定し、実行する。これからの時代は、国からではなく町民から出発していきたいというふうに考えているところでございます。

また、2番目、3番目若干逆になりますけれども、2期7年半の総括ということで先に申し上げたいと思います。先ほど基金の話をしましたけれども、本当に自由に使える基金は財政調整基金、私が就任当時1億でしたが、今は3億にふえております。また、同じ自由に使える減債基金は平成21年は2億でしたが、現在は5億8,000万までふえておりますし、国営農地再編整備事業の基金ということで先ほど報告ありましたが、総額2億700万円を基金に積んでいるところでございます。そんな中、国営農地再編整備事業の完了が見えてきました。また、道営農地整備事業による妹背牛東地区、桜川第2地区、千秋第2地区及び大鳳永宮地区用水路についても予算が確保され、予定されている工事は順調に進むと予想されますが、今後とも早期完成に向けて安定的な予算の確保ができるよう関係省庁に強く要望し、効率性、採算性の高い農業の展開を目指し、土地改良基盤の強化に努めてきたところでありますし、IT農業の推進ではRTK-GPS基地局を建て、均平システム、自動操舵の実証など、ガイダンス自動操舵システム導入に当たり今年度からGNSS研究会によるRTK-GPS普及リース事業に今年度から3年間支援しているところであります。また、米穀乾燥集出荷施設には、出荷時間の短縮を図るため、荷受け所の増設、あるいはシーケンサープログラム等の増強工事も行っております。

商工業については、何といたっても地域内の消費の向上対策が重要と考えておりまして、妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住定住支援事業、子育て支援事業など商工会商品券での支援事業を継続し、活性化を図ってきました。あわせて住宅環境整備支援事業など、買い物おもてなし事業助成、モスピーカードのポイント贈呈の支援継続やお買い物タクシー助成、町営住宅建てかえなどにまちづくりを総合的に鑑みて平成29年度の予算編成になっているところでございます。

また、医療、福祉の助成では、私が町長就任時はゼロ歳から6歳まででしたから、段階的に18歳まで医療費の全額助成を行っております。また、今年度新たに子育て世帯支援米ということで20キロをこの秋から贈呈をすることになっておりますし、高齢者世帯の水道料及び下水道料の助成も継続しているところでございますし、生活環境の整備につきましては新たに今年度から私道砂利道路維持管理助成ということで、私道対象9路線に対して砂利の提供を予定をしているところでございますし、今後も安定した財政基盤の確立を進めながら将来を見据えた町政運営を再認識しているところでございます。

また、課題と今後につきまして答弁をしたいと思えます。ちょっと先ほども触れましたが、幸いにAコープ跡地はNPO法人、わかち愛もせうしひろばとして食堂、ふまねっと運動、ほっと茶屋、総合支援事業、あるいは手打ちそば倶楽部によるそば食堂として利用があり、本当に町民の居場所として定着してきたものと思えます。

空き地、空き家という大きな課題も存在する中で、特に高校跡地については焦らず、かつ迅速に進めていきたいと考えております。道との無償譲渡を含め、適正な価格表示があれば購入に向けて検討したいと思えますし、前回も答弁したとおりその上で町民交流ゾーンとして町民会館、郷土館への移設先として生涯学習センターの建設も考えているところでございます。

また、そうした中、農業関係では今後も効率的で生産性の高い展開を目指し、基盤整備事業の強化を進めていきたいと思えますし、IT農業の推進ということでRTK-GPS普及リース事業の継続をしたいと思っております。また、先ほど議員ご指摘のとおり、国営農地再編整備事業完成により平成32年に約9億近い国営農地再編の償還金があります。先ほどのとおり、また2億700万円しか基金がありません。財源の確保に向けて慎重に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、もう一つ農業関係では、ライスセンター増強工事、色彩選別機あるいはもみすり機等の更新などにも着手していきたいと思っております。

また、これも質問でありましたけれども、ペペル温泉、医学的見地から療養効果が実証され、温泉水を利用した料理など差別化、ブランド化を図り、安定した経営を目指していきたいと思えますし、ネットあるいはSNS等でも発信をしていきたいと考えております。

また、計画的な町営住宅建てかえということで、稲穂団地解体終了後、今度は黄金団地の住みかえ後、解体を予定しております。新たに地域優良賃貸住宅、普通の町営住宅ですと月額給料15万8,000円入りますと、高額所得者で町の町営住宅には入れませんが、この地域優良賃貸住宅でありますと給料月額15万8,000円から48万円までの方が入居できるという、このことについても高校跡地を含め考えているところでございます。

また、子育て支援、移住、定住、福祉、医療の充実、商工会への継続支援、住宅撤去費助成など生活しやすい環境づくりを目指しますし、特に小学校、中学校における特別支援教員の職員の加配も考えているところでございます。町民が幸せになるために、協働で何ができるかを考えるまちづくりを進めていきたいと考えておりますし、「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」、みんなで支える福祉のまちづくりはまだ道半ばと考え、この状況を解決すべく町民が主権者の理念のもと、さらに鋭意努力し、人口減少に負けないまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○5番（広田 毅君） 再々質問といたしますか、再質問の際に一般質問をこれで終わりますと言いましたので、再々質問はありませんけれども、今答弁の中で総括というか、課題に、この2期、町長、7年半と言われましたけれども、それについての反省といたしますか、

そういった部分が聞かれなかったのですけれども、その点についてももしか町長、答弁があればお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（宮崎 博君） 町長、どうぞ。

○町長（寺崎一郎君） もう一回。今までの課題。

○5番（広田 毅君） これからのことをお話しになって、町長、いろんな分野で、商業あるいは農業、それぞれについて今答弁いただいたのですけれども、この2期7年半のことの総括というか、何ができなくてどうだという話が余り伝わってこなかったのですけれども、その点についてももしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○町長（寺崎一郎君） とりあえずは、先ほども言いましたけれども、1期目すぐ国営農地再編整備事業の予算が落ちたということで、もう東京のほうに何回も足を運び、昨年ようやくめどがついたということで安堵をしておりますし、道営のほうも引き続き力を入れていきたいと思っておりますし、やはりカントリーの増強工事には期待に応えられないという、またいい資金、補助金もないということで、この秋からは農政課を中心に勉強会を開きながらカントリーの増強工事ができなかったことが一番悔いに残っているところでございますし、商工関係につきましては今まで毎年毎年予算を計上をふやして、何とか地元商店街は地元町民が守るといって守ってきましたけれども、これからは商工会には継続した支援をしていきたいと思っておりますし、商工会青年部におきましては道外研修が一回もないということで、今まで聞いていないということで、次年度以降もし私がいれば2年に1度ぐらいいは商工会青年部の道外視察研修も取り入れて視野を広くしてほしいなというふうに考えているところです。簡単ですけれども。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。なお、再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開します。

◎日程第21 議案第27号

○議長（宮崎 博君） 日程第21、議案第27号 妹背牛町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第28号

○議長（宮崎 博君） 日程第22、議案第28号 平成29年度妹背牛町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、4ページ、17款ですが、新聞等によるとふるさと納税に対する返納金といいたいまいしょうか、これが30%以下にするのが望ましいと。通達と云っていいのか、ちょっと表現わかりませんが、現在における町の考え方を伺いたいというのが1つ。

それから、もう一つは、ちょっと私が聞き漏らしたのですが、7ページの7款1目で町道東1丁目線というのは簡単に言えば3町内のところだと思うのですが、分離帯の修繕工事なのですが、九十何メートルでしたか。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（篠原敬司君） ふるさと返礼品の関係でございます。

これにつきましては、今年の4月、総務省のほうから通達ということで、ただ拘束はございませんが、返礼品を3割にさせていただきたいという申し出がありました。本町におきまして、今まで返礼品につきましては全体割合で考えますと約65%の返礼品になってございます。ただ、これにつきましては郵送料等、また製作費等も全てを含んだ中での65%ということでございます。ただ、返礼品3割ということになりますと、本町の原材料費、主に米でございますが、米につきましては約3割ということで購入してございます。本町

におきます返礼品割合は、あくまでも3割ということの押さえの中で今後も進めてまいりたいと思っていますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 東1丁目線の中央分離帯撤去、これ南2条、消防の裏から南4条、これ今ありませんが、竹原さんのところまでの94.6メートル、中央分離帯が4スパンといたしますか、4カ所ございまして、その撤去工事となっております。

○議長（宮崎 博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第29号

○議長（宮崎 博君） 日程第23、議案第29号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第30号

○議長（宮崎 博君） 日程第24、議案第30号 平成29年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第3号

○議長（宮崎 博君） 日程第25、発議第3号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議長（宮崎 博君） 日程第26、議員の派遣についての件を議題とします。

朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

議員の派遣についての件は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についての件は、承認することに決定しました。

◎日程第27 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○議長（宮崎 博君） 日程第27、閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第31号 工事請負契約の締結について（平成29年度簡易水道事業水道施設改良工事）及び議案第32号 工事請負契約の締結について（平成29年度農業集落排水事業妹背牛地区処理施設電気設備製作据付工事）の件が出されました。これを追加日程第1及び追加日程第2に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号及び議案第32号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時52分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

◎追加日程第1 議案第31号

○議長（宮崎 博君） 追加日程第1、議案第31号 工事請負契約の締結について（平成29年度簡易水道事業水道施設改良工事）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第32号

○議長（宮崎 博君） 追加日程第2、議案第32号 工事請負契約の締結について（平成29年度農業集落排水事業妹背牛地区処理施設電気設備製作据付工事）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

なお、町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介いたします。

町長。

○町長（寺崎一郎君） ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、お礼の挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平成29年第2回定例会に当たりご多忙の中全議員出席のもと、私どものご提案申し上げました案件につきまして精力的にご審議、ご精査を賜り、全議案議決確定いただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。さきにいただきました一般質問等でのご提案、ご意見等を真摯に受けとめ、これからのまちづくりに努めてまいりたいと考えます。

今後各研修会や夏場の行事が多くなりますが、議員の皆様におかれましては健康に充分留意され、それぞれの立場でのご活躍をご祈念申し上げ、お礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（宮崎 博君） これで平成29年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員